

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年3月26日
【事業年度】	第16期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
【会社名】	株式会社T. S. I
【英訳名】	Terminalcare Support Institute Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北山 忠雄
【本店の所在の場所】	京都市西京区桂南巽町75番地4
【電話番号】	075-393-7177（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 三宅 裕介
【最寄りの連絡場所】	京都市西京区桂南巽町75番地4
【電話番号】	075-393-7177（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 三宅 裕介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	3,400,957	4,101,575	4,253,425	4,707,895	4,886,212
経常利益 (千円)	187,634	246,505	192,640	191,299	138,635
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	138,027	157,536	126,668	125,360	81,970
包括利益 (千円)	138,027	157,536	126,668	125,360	81,970
純資産額 (千円)	927,370	1,084,778	1,191,708	1,328,597	1,414,813
総資産額 (千円)	2,879,306	3,030,265	4,093,166	4,823,530	5,807,073
1株当たり純資産額 (円)	606.92	709.96	789.40	876.94	930.40
1株当たり当期純利益 (円)	94.18	103.10	82.87	82.86	53.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	32.2	35.8	29.1	27.5	24.4
自己資本利益率 (%)	23.7	15.7	11.1	9.9	6.0
株価収益率 (倍)	24.63	20.56	14.47	12.23	14.80
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	462,186	812,731	238,183	304,508	287,228
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△523,540	△510,680	△836,328	△1,103,224	△1,007,663
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	523,022	△90,111	892,455	545,643	771,091
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	865,111	1,077,050	1,371,361	1,118,288	1,168,944
従業員数 (人)	336	389	425	451	511
(外、平均臨時雇用者数)	(147)	(145)	(157)	(169)	(202)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（）外書きで記載しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第13期の期首から適用しており、第13期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

4. 当社グループ建築物等に係る控除対象外消費税等の会計処理については、従来、長期前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っていましたが、第16期より個々の固定資産の取得原価に算入する方法に変更いたしました。そのため、第15期については、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。第14期以前に係る累積的影響額については、第15期の期首の純資産額に反映させております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	2,861,428	3,345,409	3,729,544	4,159,431	4,823,218
経常利益 (千円)	89,032	150,228	124,243	139,541	124,222
当期純利益 (千円)	54,473	92,487	77,793	91,492	73,567
資本金 (千円)	374,200	374,200	378,178	378,178	378,178
発行済株式総数 (株)	1,528,000	1,528,000	1,533,100	1,533,100	1,533,100
純資産額 (千円)	810,760	903,119	961,174	1,062,443	1,140,255
総資産額 (千円)	1,560,414	1,884,506	2,239,953	2,238,754	2,203,086
1株当たり純資産額 (円)	530.60	591.07	636.69	701.26	749.85
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	37.17	60.53	50.89	60.47	48.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	52.0	47.9	42.9	47.5	51.8
自己資本利益率 (%)	10.7	10.8	8.3	9.0	6.7
株価収益率 (倍)	62.42	35.02	23.56	15.49	16.49
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	329 (147)	382 (145)	418 (157)	445 (169)	505 (202)
株主総利回り (%)	—	91.4	51.7	39.7	34.4
(比較指標：東証グロス指数) (%)	(—)	(73.9)	(90.2)	(83.5)	(89.5)
最高株価 (円)	4,035	2,497	2,228	2,064	950
最低株価 (円)	1,379	1,706	1,115	750	670

- (注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（）外書きで記載しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第13期の期首から適用しており、第13期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
5. 株主総利回り及び比較指標については、当社株式は2021年3月19日付で東京証券取引所市場マザーズに上場したため、第12期の株主総利回り及び比較指標について記載しておりません。第13期以降の株主総利回り及び比較指標は、2021年12月期末の株価を基準として算定しております。また、株主総利回りの比較指数は、東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、「東証マザーズ指数」から「東証グロス指数」へ変更しております。
6. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所（グロス市場）におけるものであり、それ以前は東京証券取引所（マザーズ市場）におけるものです。なお、当社株式は、2021年3月19日付で同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
7. 当社グループ建築物等に係る控除対象外消費税等の会計処理については、従来、長期前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っていましたが、第16期より個々の固定資産の取得原価に算入する方法に変更いたしました。そのため、第15期については、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。第14期以前に係る累積的影響額については、第15期の期首の純資産額に反映させております。

2【沿革】

当社は2010年2月、訪問看護事業を営むことを目的として当社代表取締役社長である北山忠雄が創業いたしました。

当社の社名は「株式会社T. S. I（ティー・エス・アイ：Terminalcare Support Instituteの略）」です。高齢者の終末期を支援するため、訪問看護事業を立ち上げました。

訪問看護では看護師、准看護師等の有資格者が要介護者の自宅へ訪問していましたが、人生の終末期を支援するためには、訪問時のみならず、生活全般の支援の必要がありました。

当時の介護保険制度では要介護3以上になると、特別養護老人ホーム（以下、「特養」という。）への入所の可能性が上がり、公的な支援を受けやすくなりますが、要介護2以下では入所は限られた条件を満たす場合のみの特例措置でありました。要介護1以上や要支援状態から入れる有料老人ホームは一定数の整備はありましたが、入所時には数百万円～数千万円の一時金が必要であり、月額費用も高く一部の富裕層向けの住宅でした。特養は2025年4月時点で全国で20万6千人が入所待機者状態といわれています（出典：2025年12月25日「特別養護老人ホームの入所申込者の状況（令和7年度）」厚生労働省のプレスリリースより）。

そのような中、2011年に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（以下、「高齢者住まい法」という。）が改正されました。この法律は、国土交通省と厚生労働省が共管し、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進することを目的として制定されました。住まいとケアの融合であり、当社が目指すべきものと合致したため、サービス付き高齢者向け住宅に訪問介護事業所、居宅介護支援事業所を併設させた形態にて拠点を開設し、事業を展開しております。また、2023年より祖業である訪問看護事業を再開し、今後、多死社会に向かう日本社会で、高齢者向けの住まいの受け皿としての付加価値の強化を進めております。

当社設立以降の沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
2010年2月	京都市西京区にて、訪問看護事業を営むことを目的に当社を設立（資本金10,000千円）
2010年5月	訪問看護事業を開始し、「訪問看護ステーションえんじゅ桂」（京都市西京区）開設
2012年12月	訪問介護事業を開始し、「ケアステーションえんじゅおごと」（滋賀県大津市、現「ケアステーションあんじゅすおごと」）開設
2013年1月	居宅介護支援事業を開始し、「ケアプランセンターえんじゅおごと」（滋賀県大津市）開設
2013年3月	サービス付き高齢者向け住宅事業を開始し、「アンジェスおごと」（滋賀県大津市）運営開始
2013年10月	サービス付き高齢者向け住宅として京都府へ進出 「アンジェス亀岡」（京都府亀岡市）運営開始
2014年11月	サービス付き高齢者向け住宅として岡山県へ進出 「アンジェス中庄」（岡山県倉敷市）運営開始
2015年11月	株式会社北山住宅販売（現 連結子会社）の株式を取得し子会社化
2016年9月	サービス付き高齢者向け住宅として静岡県へ進出 初の44室モデルとなる「アンジェス浜松中沢」（浜松市中央区）運営開始
2017年5月	株式会社北山住宅販売（現 連結子会社）の株式を追加取得し完全子会社化
2018年10月	サービス付き高齢者向け住宅として兵庫県へ進出 「アンジェス姫路」（兵庫県姫路市）運営開始
2019年12月	初の69室モデルとなる「アンジェス加古川」（兵庫県加古川市）運営開始
2020年6月	サービス付き高齢者向け住宅として愛知県へ進出 「アンジェス一宮奥町」（愛知県一宮市）運営開始
2020年11月	サービス付き高齢者向け住宅として神奈川県へ進出 「アンジェス相模原」（相模原市緑区）運営開始
2021年3月	東京証券取引所マザーズに上場
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場に移行
2022年8月	サービス付き高齢者向け住宅として岐阜県へ進出 「アンジェス岐阜岩地」（岐阜県岐阜市）運営開始
2022年11月	サービス付き高齢者向け住宅として大阪府へ進出 「アンジェス枚方」（大阪府枚方市）運営開始
2023年7月	「アンジェス彦根河瀬」（滋賀県彦根市）運営開始 当社初の訪問看護併設型のアンジェスを開設

年月	概要
2024年 3 月	サービス付き高齢者向け住宅として栃木県へ進出 「アンジェス宇都宮砥上」（栃木県宇都宮市）運営開始
2025年 3 月	サービス付き高齢者向け住宅として東京都へ進出 「アンジェス八王子」（東京都八王子市）運営開始
2025年10月	名古屋証券取引所メイン市場に上場

また、当社グループの各拠点（サービス付き高齢者向け住宅）の開設・運営開始の推移は、
下記のとおりであります。

（2025年12月31日現在）

都道府県 (拠点数)	拠点名	運営開始年 月	居室数
滋賀県 (10拠点)	アンジェスおごと	2013年 3 月	28
	アンジェス彦根	2014年10月	29
	アンジェス堅田	2014年10月	29
	アンジェス守山	2015年 9 月	29
	アンジェス彦根城	2015年10月	29
	アンジェス長浜	2016年 8 月	29
	アンジェス石山寺	2018年 2 月	29
	アンジェス神照	2021年 9 月	29
	アンジェス瀬田	2021年11月	29
	アンジェス彦根河瀬	2023年 7 月	50（※ 1）
京都府 (5 拠点)	アンジェス亀岡	2013年10月	28
	アンジェス篠	2016年 6 月	29
	アンジェス岩倉	2017年 9 月	28
	アンジェス宇治木幡	2018年 9 月	29
	アンジェス嵯峨広沢	2020年10月	29
岡山県 (4 拠点)	アンジェス中庄	2014年11月	28
	アンジェス大元	2015年 4 月	29
	アンジェス北畝	2015年10月	29
	アンジェス当新田	2016年 3 月	29
静岡県 (5 拠点)	アンジェス浜松中沢	2016年 9 月	44
	アンジェス長田	2016年10月	29
	アンジェス静岡東新田	2017年 5 月	29
	アンジェス西焼津	2020年 3 月	29
	アンジェス浜松佐鳴台	2021年11月	29
兵庫県 (2 拠点)	アンジェス姫路	2018年10月	28
	アンジェス加古川	2019年12月	69
愛知県 (2 拠点)	アンジェス一宮奥町	2020年 6 月	29
	アンジェスみよし	2021年 9 月	59
神奈川県 (1 拠点)	アンジェス相模原	2020年11月	29
岐阜県 (2 拠点)	アンジェス岐阜岩地	2022年 8 月	29
	アンジェス岐阜南鶉	2022年12月	29
大阪府 (1 拠点)	アンジェス枚方	2022年11月	29
栃木県 (2 拠点)	アンジェス宇都宮砥上	2024年 3 月	56（※ 2）
	アンジェス宇都宮御幸本町	2025年 8 月	46（※ 3）
東京都 (2 拠点)	アンジェス八王子	2025年 3 月	50（※ 4）
	アンジェス高尾	2025年 6 月	29
合計 (36拠点)	—	—	1,210

- ※ 1 アンジェス彦根河瀬は、50室のうち20室は医療対応用居室としており、当社のKPIである稼働率計算からは除外しております。
- ※ 2 アンジェス宇都宮砥上は、56室のうち26室は医療対応用居室としており、当社のKPIである稼働率計算からは除外しております。
- ※ 3 アンジェス宇都宮御幸本町は、46室のうち20室は医療対応用居室としており、当社のKPIである稼働率計算からは除外しております。
- ※ 4 アンジェス八王子は、50室のうち20室は医療対応用居室としており、当社のKPIである稼働率計算からは除外しております。

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社である株式会社北山住宅販売で構成されております。社名の「株式会社T. S. I」は、「Terminalcare Support Institute」の略であり、「終末期ケアの支援機関」を意味します。

当社は、日本の超高齢社会（※）において、在宅独居高齢者の孤独死、要介護者の在宅生活の限界と特養の入所待機者の解消という社会課題を解決するため、「サービス付き高齢者向け住宅」の運営、「訪問介護／介護予防・日常生活支援」、「訪問看護」及び「居宅介護支援」を行っております。

なお、当社グループの事業セグメントは、高齢者住まい法に基づくサービス付き高齢者向け住宅の運営、及び介護保険法に基づく訪問介護、居宅介護支援、健康保険法及び介護保険法に基づく訪問看護等を行う「介護事業」（当社）、並びに当社が運営するサービス付き高齢者向け住宅「アンジェス」の設計、建築、保有を行う「不動産事業」（株式会社北山住宅販売）で構成されており、当社グループは、自宅で看取られたいと望む高齢者が安心して住める住まいと介護サービスを提供することを目的に、サービス付き高齢者向け住宅を「設計・建築・運営」まで一貫して提供しております。

また、拠点数・居室数の推移は下記のとおりであります。

	拠点数	居室数
2016年12月末	14	418
2017年12月末	16	475
2018年12月末	19	561
2019年12月末	20	630
2020年12月末	24	746
2021年12月末	28	892
2022年12月末	31	979
2023年12月末	32	1,029
2024年12月末	33	1,085
2025年12月末	36	1,210

（※）高齢化の進捗具合を示す言葉として、65歳以上の人口が、全人口に対して7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれます。

（１）当社グループの各事業の内容

（介護事業）

① サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が暮らすための介護サービスは「施設系」と「住宅系」に大別されます。「施設系」の契約は利用権方式、「住宅系」の契約は賃貸借方式をとっており、サービス付き高齢者向け住宅は「住宅系」にあたります。

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者住まい法の第5条において「状況把握サービス（安否確認）」「生活相談サービス」を行うことが必須とされておりますが、その上に付加するサービスについては各事業者の任意となっております。

サービス付き高齢者向け住宅は、医療体制がしっかりしており、重度の方を対象とする「医療特化型」、介護体制がしっかりしており、自立～重度の方までを対象とする「介護特化型」、入居時費用等が高額であり、高所得者層を対象とする「高級志向型」、自立度が高い方向けに最低限のサービスのみ提供する「高齢者一般向け」等の様々な形態がみられます。当社は従来は「介護特化型」に特化して事業を展開してまいりましたが、2023年以降は「医療特化型」の要素も内包した、介護と医療の両方の支援を行うことが可能な「ハイブリッド型」を新規開設時の基本スタイルに据えております。

当社は、後述するように、基本的にサービス付き高齢者向け住宅内の事務所部分に、訪問介護事業所、訪問看護事業所を併設させ、同一敷地内または近隣に居宅介護支援事業所を併設させた形で、24時間施設に人員を配置しております。看取りまで対応を行うなど、要介護2～3程度の介護が必要な方を主たる顧客層とし、直近では訪問看護事業所を併設することで、医療依存度の高い方の受け入れも進めております。

利用者は、当社が運営するサービス付き高齢者向け住宅「アンジェス」に賃貸借契約を締結して入居します。サービス付き高齢者向け住宅は、様々なサービスを提供することが可能ですが、当社は現在、住まいの提供、生活支援サービス、食事の提供に加え、訪問介護事業、訪問看護事業、居宅介護支援事業によるサービス提供をしております。

生活支援サービスでは、安否確認（毎日、主に食事時を利用した食堂での見守りなど）及び機能訓練も意識したレクリエーションを毎日実施しております。希望者や必要な方には、生活支援サービスのオプション対応として、有償での介護の提供も行っております。

当社では、サービス付き高齢者向け住宅を建築されるオーナーから委託を受けて、サービス付き高齢者向け住宅の運営及び入居者に対するサービスの提供を行っております。

当社の運営するサービス付き高齢者向け住宅の主な入居者は、要介護1以上の要介護認定を受けている高齢者です。高齢者住まい法で定められている、サービス付き高齢者向け住宅を運営する上での最低要件は「状況把握サービス（安否確認）」「生活相談サービス」の提供であり、居室部分の設備（浴室やキッチンの設置の有無）や介護サービス体制、料金設定等は事業者委ねられておりますが、当社は特養入所待機者層をメイン顧客層としているため、全体的に設備は介護が必要な方向けのものを準備し、人員配置やサービス内容を整備しております。また、介護保険の訪問介護だけを利用して在宅で生活を送ろうとした場合、介護保険の区分支給限度基準額を超えた部分は利用者の10割（全額）負担となり、生活費が高額となりますが（※）、当社の運営するサービス付き高齢者向け住宅では、利用者が介護保険でまかないきれない部分について生活支援サービスのオプション（有償）を利用することで、介護保険で10割（全額）負担となる場合に比べて、同一サービスを低価格で受けることができる料金体系としております。

当社は、サービス付き高齢者向け住宅に訪問介護事業所を併設しております。これは、利用者との一対一の関わりの頻度を高くし、家族介護を代替する体制をとるためです。入居者とスタッフ、または入居者同士の関わりを多くするために毎日レクリエーションも実施しております。高齢者の方が強く感じやすい、孤独・不安を少しでも取り除くことができるよう、人との関わりを多く持てる安心した生活の場を提供しております。

在宅での看取りとは原則、医療処置や延命措置を行わないため、本人、家族、訪問診療医がその点について合意することが必要になります。三者の積極的延命措置はしない旨の共有のもと、各拠点の提携先の訪問診療医が痛みや苦しみを和らげるケアを、当社に所属する訪問看護師や外部の訪問看護が状況把握や経過観察を行い、「アンジェス」のスタッフが最期の日々の生活をサポートすることで「アンジェス」での在宅の看取りは成り立っております。なお、2023年12月期以降の新規開設拠点では、大型拠点の場合は訪問看護事業所を併設しており、当社でより多くの方の看取りまでの支援が可能となりました。

（※）在宅で介護保険を利用する場合、利用者の自己負担割合は1割（本人の収入によって自己負担割合は1～3割の間で変動）となりますが、各々の認定された要介護状態により、利用できる介護保険サービスの量が異なります。2019年10月の改定時より、要介護1の利用者の区分支給限度基準額（1割負担で利用できる範囲）は16,765単位、要介護3の利用者の区分支給限度基準額は27,048単位であるなど要介護度に応じて設定されております。介護保険の限度額（区分支給限度基準額）を超過して介護保険サービスを利用した場合、10割（全額）負担となり、限度額内でサービスを利用できていた場合と比べ、約10倍の自己負担金額となります。これが積み重なると、金銭的な負担が大きくなり、「アンジェス」での生活の継続が難しくなり、特養など施設への転居を本格的に検討しなければならなくなりますが、当社は、介護保険とサービス付き高齢者向け住宅の生活支援サービスのオプション（有償）を併用するプランを提供できることから、必要な介護と費用負担面を考慮しながら生活プランを設計することが可能となっております。

② 訪問介護／介護予防・日常生活支援

訪問介護とは、65歳以上の第1号被保険者（第2号被保険者にあつては特定疾病等で認定を受けた40歳～64歳の方）で、要介護認定を受けた利用者に対して、介護福祉士（ケアワーカー）や訪問介護員（ホームヘルパー）が、自宅へ訪問し、食事・排泄・入浴など直接身体に触れる身体介助や掃除・洗濯などの家事面における生活援助を行うサービスです。介護支援専門員（以下、「ケアマネジャー」という。）が作成するケアプランに沿って、食事・排泄・入浴の支援や、血圧測定、緊急時の通院補助等、日常生活の支援を実施しております。

当社の訪問介護事業所「ケアステーションあんじえす」では、主として「アンジェス」の入居者に向けて訪問介護を提供しており、「ケアステーションあんじえす」のスタッフは、サービス付き高齢者向け住宅のスタッフも兼務しております。時間帯によってはサービス付き高齢者向け住宅の仕事も行っており、食事の様子、夜間の様子など24時間を通して入居者の生活の支援・見守りを行っております。これらの理由から、訪問介護においても利用者の些細な変化に気づきやすく、体調不良時などに早期に家族や医療従事者へ情報提供ができる体制が整っていること、利用者との信頼関係を深く築きやすいことで、利用者がより安心できる看取りの場を提供できること等が特徴となっております。

③ 訪問看護／介護予防訪問看護

訪問看護とは、看護師等が療養者などの居宅を訪問して行う看護（療養上の世話または必要な診察の補助）です。訪問看護サービスの対象者は医療的ケアを必要とする方であり、医師から指示書を受け取った看護師は看護計画を作成し、医療保険と介護保険による訪問看護サービスを提供しております。

当社の訪問看護事業所「訪問看護ステーションルーチェ」では、「アンジェス」に入居する方の終末期ケアのホスピスケアを担い、介護と看護の連携によって、身体及び心のケアを行うことで、入居者の心身の苦しみの緩和、生命を脅かす病に関連する問題に直面している方とその家族のQOL（生活の質）の維持向上に向け、最後まで自分らしく生きるために生じる問題を見出し対応しております。

④ 居宅介護支援

居宅介護支援とは、在宅で介護を希望する利用者向けの介護サービスのひとつです。ケアマネージャーが、要介護・要支援認定された要介護者や要支援者、その家族の生活環境の状況を確認し、利用者やその家族に対して、介護や支援の内容について確認し、それに基づきケアプランを作成します。当社の居宅介護支援事業所「ケアプランセンターえんじゅ」では、「アンジェス」の入居者以外の外部の利用者にサービス提供するケースもあるものの、主として「アンジェス」の入居者を対象としております。

当社のケアマネージャーは、「アンジェス」の生活環境や「アンジェス」の生活時間帯を把握することで、多くの利用者に安心・安全にサービスを提供できるプラン設計を目指しております。利用者は、当社サービス利用前に担当していたケアマネージャーに引き続き担当を依頼することも可能であるため、一部の利用者は外部のケアマネージャーが担当しております。当社のケアマネージャーは、「アンジェス」の入居者の状態を日々知ることができ、それらを参考としてケアプランの作成をすることが可能です。また、当社のケアマネージャーは、「アンジェス」が提供可能なサービスに関する知識もあり、利用者の介護面と金銭面を考慮したプランを作成できることから、長く安心して生活できるプランを迅速に提案することが可能となっております。

（不動産事業）

不動産事業は、サービス付き高齢者向け住宅「アンジェス」の設計・建築に加え、複数拠点の「アンジェス」の所有を行っております。不動産事業では、株式会社北山住宅販売がオーナーと建築請負契約を締結し、サービス付き高齢者向け住宅の設計から建築までを行っております。同一モデルのサービス付き高齢者向け住宅を手掛けてきたノウハウの蓄積により、設計期間の短縮化・効率化と介護向けの建物としての質の向上を図っております。当社で運営するサービス付き高齢者向け住宅だけでなく、外部運営業者が運営するサービス付き高齢者向け住宅の建築請負も行っております。

(2) 事業の特徴

当社は京都府、滋賀県を中心に岡山県、静岡県、兵庫県、愛知県、神奈川県、岐阜県、大阪府、栃木県、東京都にサービス付き高齢者向け住宅「アンジェス」を展開し、基本的に「アンジェス」に併設する形で訪問介護事業所「ケアステーションあんじぇす」を、「アンジェス」に併設または近隣に居宅介護支援事業所「ケアプランセンターえんじゅ」を、一部拠点では「アンジェス」に併設する形で「訪問看護ステーションルーチェ」を開設しております。

当社のサービス、事業展開の主な特徴は、以下のとおりであります。

① 当社グループにおけるワンストップでのサービス提供

当社は、建築・不動産を担う100%連結子会社として株式会社北山住宅販売を有しております。同社はサービス付き高齢者向け住宅に特化した設計・建築を行っており、29室モデルまたは50室モデルについてのノウハウを蓄積しております。拠点の建築を外部業者に委ねた場合、適切な開設先を確保できないリスクや建築コストが高くなるリスク等があることから、当社グループ内で設計・施工を一貫して行う形態をとっております。

事業スキームとしては、大きく分けて以下の2つの形態があります。

従来は基本的に、外部の土地オーナーが施主となり株式会社北山住宅販売が建築請負契約を結び、建物完成後に当社又は一括借上業者が一括借り上げを行い、当社は賃貸テナントとして介護事業運営を行うスキームで事業を行ってまいりました。

しかし現在は、当社グループ自らが土地・建物を取得し、自社で設計・施工を行い「アンジェス」のオーナーとなる「自社保有」をメインとした新規開設方法を採用しております。これは、外部オーナーの場合は開設までの進捗がオーナー次第になってしまう点や、昨今の建築原価高騰等を考慮した結果によるものです。

なお、2025年12月末時点において、当社グループ全体で「アンジェス」を計11棟自社保有しております（株式会社北山住宅販売が10棟、当社が1棟）。

上記のとおり、当社グループの事業はグループ内に、サービス付き高齢者向け住宅の設計・建築に特化した株式会社北山住宅販売を保有しており、当社グループで「土地取得」「設計・建築」「建物保有」「運営」をすべて内製化していることが、最大の特徴であります。その他、利用者、オーナー、当社グループそれぞれの立場における特徴は、下記に記載のとおりです。

a. 利用者

株式会社北山住宅販売には、29室、または50室程度の同モデルのサービス付き高齢者向け住宅に特化した設計・建築ノウハウが蓄積されており、介護事業に適した建物を建てるのが可能です。これらのノウハウは1棟新たに増えるごとにさらに蓄積され、介護導線、食堂の配置、居室内の設備の配置等の改善という形で、利用者へ還元されております。

「アンジェス」は、要介護2～3程度の特養入所待機者層をメイン利用者と想定し運営を行っております。特養入所待機者層は、基本的に料金面でも制約のある中、株式会社北山住宅販売が建築した場合、運営開始から蓄積したノウハウを活かし建築請負金額を抑えることが可能です。建物価格を抑えることで利用者が支払う家賃も低く抑えることができるため、利用者にとっては生活費の総額を抑え、介護支援などの必要な部分に資金を回すことができ、介護度が上がっても長く「アンジェス」で生活を送ることが可能となります。「アンジェス」は、厚生年金受給者を対象とした価格帯を設定することで、最期まで生活できる場を提供しております。

b. オーナー

株式会社北山住宅販売が建築する「アンジェス」シリーズは、木造寄宿舍扱いの建物であり相続税評価が低く見積もられることから、オーナーにとっては相続税対策に適しております。建築の責任を担う株式会社北山住宅販売と同一グループである当社から一括で基本的に25年間の借上げを受けられることもオーナーの安心感につながっております。また、現在、条件を満たすことで建築費の1割の補助金（スマートウェルネス住宅等推進事業：国土交通省）を受けることができますが、株式会社北山住宅販売が補助金申請代行を行うため、オーナーの事務的な負担はありません。

c. 当社グループ

株式会社北山住宅販売では、サービス付き高齢者向け住宅建築に特化したノウハウを蓄積しており、同一規格も多いことから建築原価のコストダウンに繋がっております。また、サービス付き高齢者向け住宅の新規開設には、行政へのサービス付き高齢者向け住宅の登録や補助金申請など、建築会社と介護会社が情報連携しながら行政対応を進める必要がある中で、二社間でこれまでも多くの「アンジェス」を新規開設させてきたことから、連携してスムーズに案件を進めていくことが可能です。

② 看取りから自宅復帰まで対応するサービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅の全国平均看取り率は38.2%に対し、当社の「アンジェス」シリーズの2025年12月期における看取り率は51.2%となっております（出典：サービス付き高齢者向け住宅に関する懇談会（国土交通省）第5回配布資料「サービス付き高齢者向け住宅の現状等」令和2年12月24日。なお、当社の看取り率については同調査報告に記載の計算方法（※1）により算出）。超高齢社会で独居高齢者が増え続ける我が国において、約5割強の方が「自宅で最期を迎えたい」と望んでいるにもかかわらず、自宅の環境と家族の受け入れ準備が整わず、結局7割近くが病院にて亡くなっているというデータもあります（出典：平成29年度 高齢者の健康に関する意識（内閣府）、令和元年人口動態調査（厚生労働省））。そのような中、当社は利用者の第2の自宅として、最期まで生活できるような料金に設定しており、多くの利用者に看取りの場を提供しております。そのため、利用者の入居受入れ可能期間が長くなります。当社では、訪問診療の医師、訪問看護と連携することも可能です。当社では、まずは利用者に生活の場として「アンジェス」に住んでもらう中で、最終的に本人や家族に看取りの場として選んでもらえるよう長い目で見た関係性を作っております。

また365日実施しているレクリエーション等により利用者のADL（※2）が向上し、自宅復帰率（※3）は6.6%（2021年12月期から2025年12月期の5期平均値実績）となっており、「アンジェス」での看取りと自宅に復帰することの両面から「自宅で最期を迎えたい」高齢者のニーズに応えております。

（※1）

看取り率は、「高齢期の居住の場とサービス付き高齢者向け住宅の現状に関する調査報告」に記載のとおり、「居室・一時介護室・健康管理室での看取り（人）」を「死亡による契約終了+病院・介護療養型医療施設等への転居（人）」で除した数値、と同じ考え方で算出しております。

（※2）

ADLとは、「Activities of Daily Living」の略で、「日常生活動作」のことであり、起床から着替え、移動、食事、トイレ、入浴など日常的に発生する動作を指します。

（※3）

自宅復帰率は、自宅復帰者数を総退去者数で除した数値となっております。

③ 各拠点に役割が異なる3つの事業部を配置

当社の各拠点では、施設管理部、訪問介護部、居宅介護支援部の3事業部の各担当者を配置し、各々が専任でそれぞれの目標とする経営指標（KPI）をもち、3事業部が相互に連携しております。

当社では、施設管理部には、収支・稼働率に責任をもつ経営者の視点と、利用者の家族の立場に立った視点を持つように指導しております。拠点経営を担う部門で、営業による入居者の確保、稼働率の維持・向上と円滑な施設運営に責任を持ちます。訪問介護部には、利用者の立場に立った介護を提供することを求めています。訪問介護部は、介護サービスの質・人件費率に責任を持ち、スタッフ教育や日々のサービス提供を担っております。居宅介護支援部には、専門職としてのケアマネジャーの視点に立ち、看取りに至るまでのケアプランの作成と、ケアプランの作成業務を通じて、入居者の生活の質の向上を図ることを求めています。これら3事業部が当社における理念のもとに連携しながら各々の業務を実施していくことで、利用者へのサービス提供と経営の安定化を図っております。

2023年以降の新規開設拠点では、大型拠点の場合は訪問看護も併設しており、上記3つの事業・観点に加え、医療・看護の視点も加わることで、さらに利用者への複合的、専門的な視点から支援を提供する体制となっております。

④ 自社営業部隊の配置

当社は、施設管理部という自社の営業部隊を保有しており、原則1拠点につき1名配置しております（同一地区にある拠点は1名が兼務することもあります）。これにより、当社では利用者の獲得に際し、紹介会社等を使うことがなく、紹介手数料等の1利用者あたりの獲得コストがかからない運用となっております。また、自社営業部隊が直接営業を行い、地域で信頼を獲得していくことにより、中長期的な視点を見据えた事業運営を行っております。

当社の営業担当者は、ケアマネジャーや病院のソーシャルワーカーへの定期訪問により、入居者の生活情報をフィードバックする等の情報提供を行っております。要介護の高齢者が住宅・施設に入居する場合、どのようなブランド名の住宅・施設か、よりも、どのような施設長・スタッフに介護されるかが、入居検討者の大きな関心事となっており、人々による関わりが重視される傾向にあります。当社では、自社の営業担当者を置き、直接、紹介元のケアマネジャー、病院のソーシャルワーカーに営業し、関係性を築くことで、その後も繰り返し入居者を紹介してもらいやすく稼働率が安定しております。

当社の開設後1年以上経過した全拠点の平均稼働率は96.5%（第16期連結会計年度末時点）と、早期立ち上げに加え、満室に近い状態を維持しております。

第14期連結会計年度末 (2023年12月31日)			第15期連結会計年度末 (2024年12月31日)			第16期連結会計年度末 (2025年12月31日)		
居室数 (室)	稼働率 (%)		居室数 (室)	稼働率 (%)		居室数 (室)	稼働率 (%)	
		うち開設 1年以上			うち開設 1年以上			うち開設 1年以上
1,009 (※2)	94.3	94.1	1,045 (※3)	95.8	96.2	1,124 (※4)	96.5	96.5

（※1）「稼働率」を次のとおり定義しております。稼働率＝（介護居室賃貸借契約数÷総提供可能介護居室数）

（※2）アンジェス彦根河瀬の医療居室20室を居室数から除外

（※3）アンジェス彦根河瀬の医療居室20室、アンジェス宇都宮砦上の医療居室20室、計40室を居室数から除外

（※4）アンジェス彦根河瀬の医療居室20室、アンジェス宇都宮砦上の医療居室26室、アンジェス八王子の医療居室20室、アンジェス宇都宮御幸本町の医療居室20室、計86室を居室数から除外。アンジェス宇都宮砦上は、医療居室のニーズが強く、2025年度中に介護居室6室を医療居室へと転換し、室数が増加しております。

また当社は、次項で記載している「ドミナント戦略」により、複数の拠点を含む1エリアに対して、1名の外回り担当者の配置でも商圈全体をカバーできる体制とすることで、営業効率の向上を図っております。

⑤ ドミナント戦略

当社は、新たな都道府県にて事業進出後、その周辺に複数拠点を開設するドミナント戦略をとっており、当該戦略により、以下の点が可能になると考えております。

a. 入居者確保

近隣に複数の拠点があることで、1エリアに1名の外回り担当者の配置でも、複数拠点をカバーして営業活動を行うこともでき、効率的に入居者を確保することが可能です。また、1つの拠点が満室でも近隣拠点を紹介することが可能となります。

b. 人材確保

現在、介護業界において、人材確保は大きな課題となっておりますが、当社は、ドミナント展開を行うことで、同一エリアの拠点間で人員の融通を行うことを可能とし、課題に対処しております。

ドミナント展開を行うと、拠点を新規開設する際に、近隣の既存拠点から昇格人事により当社の事業運営のノウハウを持った管理者を立てることが可能となります。その結果、初期の教育期間を短縮できることに加え、当社の理念・価値観にあった人材を管理者として登用していくことができます。また、急なスタッフ不足の際に、近隣拠点間又はエリア全体として介護スタッフの補充体制を取ることができ、スタッフ不足による利用者へのサービス中止という収益機会の逸失を防ぎます。

また、これらスタッフの確保と管理者の育成が進むことで、さらに入居者を募集しやすくなると考えております。

⑥ キャリアプランによる人材育成

当社では、体系的なキャリアプランと部門横断的な異動の実現によってスタッフの能力に応じて育成・配置を行っております。ドミナント展開を軸に、エリアで多店舗展開する当社の開設スタイルは、多くの人材に管理者ポジションを与えることを可能としており、従業員がキャリアプランを描きやすい事業運営を行っております。当社には、訪問介護部、訪問看護部、居宅介護支援部で専門性を高めてスペシャリストを目指す「スペシャリストライン」と、施設管理部で、拠点経営者、エリアマネージャーと、経営を担っていく「経営者ライン」の2つのキャリアプランがあります。部門をまたいでの異動も多々あり、元々介護職でありながら施設長やエリアマネージャーとして活躍する人材を増やすべく、人材発掘や、人材育成による内部昇格体制を構築しております。

⑦ 自社運営による直接的なブランド力の維持・強化

当社は、介護業界で業務を運営していくうえでは、コンプライアンスと教育が経営の根幹であると考えており、1棟の事故で全「アンジェス」ブランドが傷つくリスクもあることから、介護のクオリティを担保するため、自社運営であることを重視しております。当社では、自社で雇用したスタッフに対して、入社時の理念研修と毎年行う理念研修、マネジメント研修を実施することで、当社の運営方針についてスタッフへ浸透を図っております。

⑧ 厚生年金受給額を考慮した料金設定

令和7年度の厚生年金の平均受給額232,784円（厚生労働省が規定する、モデル世帯の年金受給額）に対して、「アンジェス」シリーズの毎月の生活費は1人108,000円から（※）（食費の月額59,616円を除いた金額）と、ほぼ年金の範囲内で無理のない生活を送ることができることを目指しております。

（※）

当社の料金は2025年12月現在。サービス付き高齢者向け住宅では上記月額利用料の他に、訪問介護や訪問看護を利用した場合はサービス利用に係る自己負担分の費用が発生します。また、利用者によっては、生活支援サービスの有料オプションサービスを利用される場合もあります。

⑨ 介護保険に依存しない売上バランス

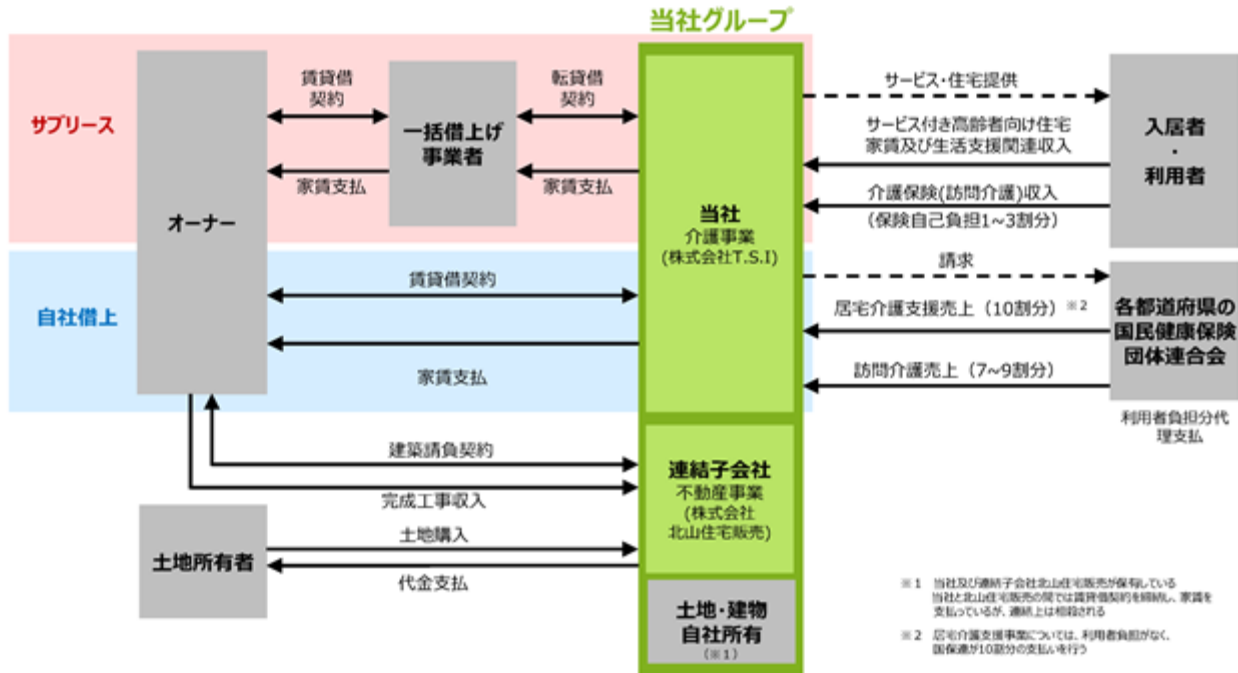
当社の介護事業における売上（※）は、第16期連結会計年度において、サービス付き高齢者向け住宅による家賃収入が20.2%、生活支援関連収入が24.3%、介護保険関連収入が55.5%と、相対的に介護保険収入の割合は高いものの、介護保険収入とその他収入の割合が約半分と均等な収入バランスとなっております。「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」の「（2）介護保険法の改正について」にも記載のとおり、介護保険法改正は当社においてリスクであることから収入の分散化を推し進めており、また、2023年より訪問看護事業を再開し、診療報酬売上の計上も可能となったことから、更なる分散化を進めてまいります。

（※）

当社の介護事業における売上は、サービス付き高齢者向け住宅による家賃収入として家賃と共益費を、生活支援関連収入として生活支援サービス費、生活支援サービスオプション及び食費を、介護保険関連収入として訪問介護サービス収入、訪問看護サービス収入及び居宅介護支援収入を計上しております。なお、訪問看護サービス収入には、医療保険収入2億62百万円も含まれております。

これらのうち、入居者・利用者からの介護保険（訪問介護、訪問看護）収入は介護保険自己負担1～3割分の他に、各都道府県の国民健康保険団体連合会からの居宅介護支援売上の10割分と、訪問介護売上7～9割分によって成り立っております。介護保険収入は、単位×地域単価で計算されます。単位は、全国一律であり厚生労働省が定めます。地域単価とは、人件費の地域差を調整するために設けられた地域ごとの単価であり、1単位10円を基本とし、8つに区分されております。当社が事業を展開する地域では、10円、10.21円、10.42円、10.70円、10.84円、11.05円の6区分が該当します。

〔事業系統図〕



(注) 介護保険（訪問介護）収入の中には、訪問看護収入（介護保険収入、医療保険収入）も含まれております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社北山住宅販売 (注) 2.4	京都市西京区	20,000	不動産事業	100.0	当社が運営するサービス付 き高齢者向け住宅の建築 賃貸借契約 役員の兼任 3名 資金の貸付 ソフトウェア賃借 業務委託契約の締結 債務の保証

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. 上記連結子会社は、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合がそれぞれ
100分の10以下であるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
介護事業	474	(199)
不動産事業	6	(－)
全社（共通）	31	(3)
合計	511	(202)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（）外書きで記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
505 (202)	45.5	3.0	4,442,944

セグメントの名称	従業員数（人）	
介護事業	474	(199)
全社（共通）	31	(3)
合計	505	(202)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（）外書きで記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおり、中途入社者、臨時雇用者を除く年間の在籍者数を基に計算しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

①提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合（％） （注）1.	男性労働者の育児休業取得率（％） （注）2.	労働者の男女の賃金の差異（％） （注）1.		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
63.5	80.0	81.9	88.1	85.9

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、社名を「株式会社T. S. I(Terminalcare Support Institute)」＝「終末期ケアの支援機関」としております。「愛ある日々のお手伝い」を当社グループの経営理念に掲げ、経営理念の浸透、コーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底を図り、これらを理解し実現できる管理者の育成、当社グループの経営理念に共感できる介護スタッフの育成を通じて、より質の高い介護サービスを提供するため取り組んでおります。また、長期的なビジョンとしては、全国47都道府県に事業を展開することも視野に入れ、さらなる事業規模の拡大を目指してまいります。

当社グループは、経営理念を最も重視し、以下の経営理念及び指針のもと、介護を必要とする方々やその家族が安心・安全に生活できるよう運営を行っております。

① 経営理念

「愛ある日々のお手伝い」

私たちは、いつもお客様とその家族や友人のやすらぎと幸福を願います。

老いて、病にあって、他の人を思いやり、関心をむけられる愛ある日々を過ごせるようお手伝いをします。

② 指針

- ・ 私は、お客様の幸福を願います。お客様の立場に立ち、お客様を理解しようと努力します。
- ・ 私は、より良いケアが出来る様に学習をします。お客様から学び続ける姿勢を持ち続けます。
- ・ 私は多くの人々に喜ばれる仕事が出来たかどうか、日々自分の行動や言動を振り返ります。
常に心のコントロールを心がけ、愛をもって仕事をします。
- ・ 私はお客様の心に寄り添い、真のニーズを発見し幸福を広げていきます。
常に心と身体のバランスを意識して、お客様の幸福に繋がるケアを目指します。

(2) 経営戦略等

当社グループは、介護運営会社である当社と、サービス付き高齢者向け住宅の建築を行う連結子会社（株式会社北山住宅販売）による、設計・建築から運営までの一貫通貫したサービス提供によって、各地域でのドミナント展開を進めてまいりました。

また、当社は自社の営業部隊を持ち、新規拠点開設時には各地で経験を積んだ営業部隊を投入し、紹介会社等の力を借りず自社で顧客を獲得できるよう、地域との関係性づくりに注力しております。また、当社は拠点開設当初から積極的に告知活動を行い、顧客の紹介元であるケアマネージャーやソーシャルワーカーとの関係づくりに努めております。具体的には、紹介を受けた入居者の様子を定期的に報告することによって、ケアマネージャーやソーシャルワーカー等、協力者への情報共有を続けております。また、当社が運営する施設以外のサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム、介護老人保健施設などでの受け入れ困難な方についても相談を受け、可能な限り受け入れを行っております。これらの活動の結果、現在は開設後1年以上経過した拠点の平均稼働率は96.5%（第16期連結会計年度末時点）であります。

土地オーナーが施主となって建物を建築する場合においても、当社の上場企業としての信用力により、完成後に一括借上げを行うことが可能となっております。また、オーナーが建築費用のファイナンスができない場合においても、当社が開設予定候補地域で土地を買い付け、サービス付き高齢者向け住宅を建築し、事業運営することや、他の事業者に売却することが可能となっております。

2023年より、訪問看護事業所併設モデルの新規開設を行い、1棟あたりの付加価値及び収益性の向上に注力してまいりました。2025年12月末時点では、4棟を展開しております。2026年以降、関東やドミナント形成エリアで複数の新規開設も決定しており、今後も大型拠点では訪問看護事業併設で開設を進め、1棟あたりの収益性の向上と付加価値の向上を図ってまいります。

（３）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、持続的な成長による企業価値の向上を目的として、業績の拡大に向けて重要な指標となる毎年の新規開設居室数、並びに収益力の向上及び経営の効率化において重要な指標となる売上高経常利益率を経営上の目標の達成状況を判断するための重要な指標と位置づけ、各経営課題の改善に取り組んでおります。新規開設居室数は、年間150室の増床を目標としています。

また、当社グループは、サービス付き高齢者向け住宅の運営においては、各部門の適正な運営の数値化を図って指導し、経営の安定化を図っております。そのため、訪問介護の利用単価（訪問介護の年間売上額÷年間の延べ賃貸借数）、稼働率（介護居室賃貸借契約数÷総提供可能介護居室数）、人件費率（労務費÷介護収入（介護保険関連収入＋サービス付き高齢者向け住宅における生活支援関連収入））、医療居室割合（医療居室÷全居室）についても経営上の重要指標と認識しております。

（４）経営環境

当社グループが所属する国内の介護業界におきましては、2024年4月には3年に1度の介護報酬改定、6月には診療報酬改定が行われた中で、新たに加算を取得するなどの対応を進めてまいりました。高齢化がさらに進むことで介護サービスの需要は高まっております。一方で、供給面では、ホームヘルパーの有効求人倍率が過去最高となり、2025年度は、訪問介護事業所が過去最高の倒産や事業所廃止件数を記録するなど、特に企業体力に制約のある中小事業者には厳しい状況が続いております。当社では、2024年6月から新設された「介護職員等処遇改善加算」を取得し、また会社としてのベースアップや管理職の処遇の見直しも継続して実施するなど、事業所の管理者を中心とした還元の強化と、職員からの紹介手当の拡充や自社ホームページ経由での採用強化を実施し、人材確保と定着のための環境を整備することに努め、一定の成果を出すことができております。

65歳以上の高齢者人口は2025年9月15日時点推計で3,619万人、65歳以上の高齢者のみの単独世帯、いわゆる独居老人の世帯数は903万世帯、要介護者と同居している全世帯のうち、要介護者と介護者の双方が65歳以上の世帯、いわゆる老老介護世帯の割合は63.5%となっております（出典：「統計からみた我が国の高齢者-「敬老の日」にちなんで-」（総務省統計局）令和7年9月14日、「2024年 国民生活基礎調査の概況」（厚生労働省））。また、要介護（要支援）認定者数は、2025年12月には736.0万人となっており、介護需要はますます高まる見込みです（出典：「介護保険事業状況報告の概要（令和7年12月分暫定版）」（厚生労働省））。

そのような中でも、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の供給割合は令和5年度時点で2.9%に留まり（政府目標：令和12年度に4.0%）、供給が需要に追いつかない状況が続いており、今後さらに需給ギャップが広がった場合、多くの独居高齢者が住まいを確保できなくなることが予見されます。（出典：国土交通省「令和6年度 政策チェックアップ評価書」令和7年8月）

上記のような環境が予想される中、当社は、「愛ある日々のお手伝い」を経営理念とし、高齢者が終末期まで暮らせる住居と介護サービスを提供してまいります。

（５）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

①新規拠点数の確保

当社グループでは、継続的に新規拠点を開設し、運営棟数を増加させていくことが業績拡大のための課題であると認識しております。新規拠点の開設が決まれば、当社の営業部隊を投入して稼働率を高めていくことは、過去実績からも可能であると考えており、まずは新規拠点開設を行っていくことが重要であると考えております。

株式会社北山住宅販売での毎年の安定的な受注に加え、他社との提携も模索し、新規拠点の開設及び運営棟数の増加に努めてまいります。

②人材の確保と従業員育成

今後、さらなる事業規模拡大を図る上では、主任ケアマネージャー、サービス提供責任者や施設長などの拠点責任者及び介護有資格者の適時適切な採用及び配置が求められ、人材確保がますます重要な課題となってまいります。

現在、育成部門も兼ねた新規開拓部隊の創設、介護スタッフの待遇改善、資格取得の助成制度の導入や、全国転勤可能な社員の募集強化、拠点の統廃合の検討等を行っており、引き続き、全国規模での新規拠点開設を見据えた人員体制づくりに努めてまいります。

③リスク管理・コンプライアンスの徹底、スタッフ教育の強化

介護業界においては、リスク管理・コンプライアンスの徹底とスタッフ教育が最重要課題の一つであります。高齢者虐待という痛ましい事件や不祥事を絶対に起こさないために、「リスク・コンプライアンス委員会」におけるリスクの抽出や適切な対応策の検討、介護技術主任による虐待防止研修をはじめとした各種研修の実施等、リスク管理・コンプライアンスの徹底に向けた対策とスタッフ教育の強化は、引き続き実施してまいります。

④内部管理体制の強化

質の高いサービスを提供するためには社員・スタッフ1人1人の意識向上を図ること、また安定的に事業を拡大するためには内部管理体制のさらなる強化が必要不可欠であると考えております。今後も引き続き、内部通報制度の運用や、内部監査実施等によりコーポレート・ガバナンスを強化するとともに、情報セキュリティ、労務管理、事故防止をはじめとするコンプライアンスを含めた内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループでは、持続可能な社会の実現に貢献することは企業の社会的責任の一環であると認識しております。それら経営上の重要課題や各部門の業務上の課題とその執行状況等については、社長定例報告会で協議しております。あわせて、サステナビリティに関するリスク及び機会を監視・管理するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。これらの協議内容については取締役会へ報告され、取締役会において審議・決定を行っております。

(2) 戦略

当社の営む介護サービスは、入居者やそのご家族等の利用者が安心して生活できる場の提供がなによりも重要となります。利用者に寄り添った介護サービスの提供は、当社の競争力向上に不可欠であり、人材こそが競争力の源泉であるとの認識から、サステナビリティ関連の中でも、特に多様なスキル・経験を持った人材が活躍できるよう採用、人材育成及び人事制度を中心とする社内環境整備を重視しております。

かかる認識の下、当社グループでは採用、人材育成及び人事制度に関して、以下の方針を定めております。

①採用

当社の理念を理解し、入居者に寄り添った適切な介護サービスを提供するためには、社員の理念への共感度及び理念に合致した行動はもちろんのこと、エリアマネージャー、施設長をはじめとする他の介護スタッフとも適切なコミュニケーションをとり、相互に協力して職務を遂行していく必要があります。採用に当たっては、原則としてエリア単位で必要人員採用の可否を判断し、採用を行っています。採用の判断を行うエリアマネージャーに対しては、週一回開催されるエリアマネージャー報告会を通じて、各エリアの課題を共有しております。その課題解決に必要なスタッフの素養・能力等を総合的に判断して、採用活動を行っています。

②人材育成及び人事制度

当社では、OJTによる介護職員の技能習得の他、採用時の理念&オリエンテーション研修、年に2回の人事考課と面談、7年でエリアマネージャーを目指してほしいとの考えから始めた7年プラン研修等を通じて、従業員への当社の経営理念の浸透やスキルの習得に努めるとともに、従業員のキャリアアップを図っております。

また、当社の人事考課は、会社ないし部門・拠点の業務の有効性及び効率性の向上と、従業員の能力向上に資することを目的に、担当業務及び職責ごとの到達目標と現時点のギャップを図る評価基準を定めております。かかる評価基準に基づき半年に一度、評価及び面談を行うことで、翌評価期間における業務目標を定めております。

(3) リスク管理

当社グループでは、リスク・コンプライアンス委員会を原則として四半期に一度、必要に応じて臨時で開催することとしております。同委員会では、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、事業への影響を評価・管理します。重要と認識された機会については、社長定例報告会を経て戦略、計画に反映され、取締役会へ報告、監督されます。また、企業内外の経営環境の変化及びそれに伴う業績変動リスクや当社に求められる社会的役割への対応といった当社グループ全体のリスクと、各部門・役職員の業務執行レベルのリスクのうち当社の事業遂行に重要な影響を与える可能性のあるリスクについて網羅的に把握するとともに、その発生可能性と影響度、発生した場合の対応について協議・決定をしております。

(4) 指標及び目標

人材の多様性確保を含む人材育成、社内環境整備に関する指標及び目標とその実績は以下の通りです。

指標	目標	実績（当連結会計年度）
管理職に占める女性労働者の割合	50%以上	63.5%
男性育休取得率（注）1.	50%以上	80.0%
男女間の賃金の差異		
全労働者	格差の縮小	81.9%
正規雇用労働者	格差の縮小	88.1%
非正規雇用労働者	格差の縮小	85.9%

（注）1. 今期は対象者が5名であります。

2. 当該指標に関する目標及び実績は、連結子会社の規模・制度の違いから一律記載は困難であるため、当社のものを記載しております。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 人員の確保について

当社グループが事業規模を拡大していくためには、新エリアへの進出を続けていく必要がありますが、新エリアへ進出するためには、管理者、現場の介護スタッフを確保する必要があります。介護業界は慢性的に人手不足といわれ、有効求人倍率も高い状況にあります（2025年12月の介護サービスの有効求人倍率は4.10倍。全職業平均は1.17倍。出典：「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」（厚生労働省））。

そのため、当社は、介護スタッフの待遇改善、全国転勤や全国の宿泊出張可能な社員の確保に取り組んでおります。また、経験の浅い介護スタッフでも安心して継続して働けるように、定期的な教育・研修の場を設けて、スタッフ定着率の向上に努め、未経験の無資格者に対しても、雇用後、資格取得支援を行い戦力化を図っております。2025年は拠点運営をデジタル化し効率化するための自社開発システム「CareMaster」の改善を重ねてまいりました。このシステムが本格稼働することで、業務の明確化や平準化、従業員の教育コストの低下や定着率向上に貢献します。その他にも、当社では新エリアで1拠点目の新規開設後、近隣で近い時期に複数拠点を開設するドミナント展開を行うことでオープニングスタッフを中心に人員をエリア単位で充足させ、その中から次期管理者候補を発掘し、次の開設へ繋げていくなど、ドミナント展開を行いながら人員確保におけるリスクをコントロールしております。2019年4月から新卒採用を開始し、2025年には高卒採用も開始、実際の入社も実現しました。中途採用者のみに頼らない中長期的な人材育成にも取り組んでおります。

しかしながら、十分に介護スタッフを確保できず、人員不足によって新規拠点の開設時期が遅れることや、開設後に入居受け入れを止める事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当該リスクは、エリアや拠点展開先の地域によって程度に差はありますが、基本的には1拠点単位で発生するリスクであります。また、現時点では、求人活動及びその状況によって、近隣拠点からの応援体制によりカバーすることが可能であり、当該リスクへの対応策に取り組んでおります。

(2) 法改正について

訪問介護事業、居宅介護支援事業は介護保険法に、訪問看護事業は健康保険法等に基づき事業を行っております。介護報酬は3年ごとに改定されます。次回改定は2027年4月となっております。また、診療報酬は2年ごとに改定されます。次回改定は2026年6月となっております。

当社で訪問介護事業で現在取得している「介護職員等処遇改善加算」は従業員の処遇改善に直結しております。2024年4月の改正では処遇改善加算は拡充された一方で、訪問介護の基本報酬が減額とされ、同一建物減算の拡充が図られるなど、一部当社事業に影響を及ぼす決定が行われました。これらへの対策として、新たな加算の取得や訪問看護事業の拡大による収益源の分散で対応を行ってまいりました。将来の改定において、処遇改善加算関係や基本報酬の大幅減額が実施される場合、新たな減算が開始される場合、介護保険サービスの利用方法に制限がかけられる場合、利用者の自己負担増によりサービス利用控えが発生する場合、新たな規制が発生した場合や人員基準変更等で新たな有資格者の雇用が義務付けられる場合など、改正の動向によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクは当社の介護事業の売上の約56%を占める介護保険収入に関連するものであることから、当社グループ全体の業績に影響を与えますが、当社では保険以外のサービス付き高齢者向け住宅に関する売上の確保や、2023年からは訪問看護事業開始による診療報酬計上による分散化によってリスク低減を図っております。また、当社は一定の規模に成長してきたことで、自社開発システム「CareMaster」も活用し、効率的な運営体制を取っていくことで、今後も継続してリスクの低減に取り組んでまいります。

(3)食中毒や感染症について

当社の運営する建物内では、日ごろから、換気・手洗い・手指消毒の励行等の感染防止対策をとっておりますが、外部からの訪問者によって、新型コロナウイルス、インフルエンザやノロウイルス等を持ち込まれてしまい「アンジェス」において利用者や従業員の間で集団感染が発生する可能性があります。また、当社が運営するサービス付き高齢者向け住宅においては、利用者に対し食事を提供しておりますが、厨房の整理・整頓及び食材の安心・安全な調達・調理に取り組んでいるものの、万が一、喫食された利用者の中から食中毒が発生した場合や、集団感染が広がった場合には、営業停止等の行政処分や顧客離れ等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクは、事業への影響としては、1拠点単位の収益に影響を及ぼすものであります。万一、当社が運営するサービス付き高齢者向け住宅で入居者や職員にクラスターや集団感染が発生した場合は、その拠点については、終息するまでの一定期間、売上が減少する可能性があります。

なお、当該リスクに対して、当社では、訪問介護部・訪問看護部による感染予防のための研修、全社統一の感染予防対策をとるなど、これら感染症対策については既に可能な限りの予防策を講じております。

(4)事業のための指定等について

当社が行っている訪問介護事業、居宅介護支援事業は、介護保険法に基づく介護サービス、健康保険法に基づく訪問看護サービスが中心であり、それらの法及び関連諸法令の規制を受けます。サービスを行うには、サービス毎に都道府県等自治体の指定を受ける必要があります。事業の運営を続けていく上では、常時、運営基準・設備基準・人員基準等の各種基準を充足しておく必要があります。また、サービス付き高齢者向け住宅の登録・更新にも要件があります。

これらが遵守できていないと行政に判断された場合、介護報酬や診療報酬の返還又は減額、新規受け入れ停止、最も厳しい処分としては指定取消が行われる可能性があります。当社では、新しい事象や疑義が生じた際には適宜行政に確認を行うことで、当社の誤認を最小化することや、内部監査での確認、各部門上長による書類の確認、定期的な研修等で法令遵守に注力しておりますが、行政によって法や基準への判断・解釈が異なる、いわゆる「ローカルルール」が存在するため、当社で実施するリスクコントロールが機能せず、運営に不備があり何らかの指摘や指導を受けることとなった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

具体的な各サービスと根拠法令、主な指定・登録取消事由については下記の一覧をご参照下さい。

サービス名	所管官庁等	根拠法令等	有効期間	主な指定・登録取消事由
訪問介護	厚生労働省	・介護保険法 都道府県、政令指定都市及び中核市が事業の指定権者となります。	6年間	介護保険法第77条 (指定の取消し等)
訪問看護	厚生労働省	・健康保険法 地方厚生局が事業の指定権者となります。	6年間	健康保険法第95条 (指定訪問看護事業者の指定の取消し)
訪問看護	厚生労働省	・介護保険法 都道府県、政令指定都市及び中核市が事業の指定権者となります。	6年間	介護保険法第77条 (指定の取消し等)
居宅介護支援	厚生労働省	・介護保険法 都道府県、政令指定都市及び中核市が事業の指定権者となります。 なお、居宅介護支援については、2018年4月以降の指定権者は市区町村になっております。	6年間	介護保険法第84条 (指定の取消し等)
介護予防・日常生活支援	厚生労働省	・介護保険法 市区町村が事業の指定権者になります。	6年間	介護保険法第115条の45の9 (指定事業者の指定の取消し等)
サービス付き高齢者向け住宅	国土交通省	・高齢者住まい法 都道府県、政令指定都市及び中核市が登録先となります。	5年間	高齢者住まい法第26条 (登録の取消し)

また、不動産事業に係る許認可は以下のとおりであります。

許認可等の名称	有効期間	規制法令	主な免許・登録等取消事由
特定建設業（建築工事業許可）	京都府知事（特-4）第34856号 2022年5月1日～2027年4月30日	建設業法	第29条
宅地建物取引業（免許）	国土交通大臣（6）第6098号 2025年12月5日～2030年12月4日	宅地建物取引業法	第66条
一級建築士事務所（登録）	京都府知事登録第03136号 2025年7月3日～2030年7月2日	建築士法	第26条

なお、当社では、これまで行政処分を受けた事実はなく、これらのリスクコントロールに取り組んでまいりましたが、行政から何らかの指導を受ける事態が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（5）その他の法改正について

当社は、従業員数が多く24時間365日運営を行う労働集約型の事業形態であり、「労働基準法」の改正による影響を強く受けるものであります。また、高齢者住宅事業に関しては、関連法令が「介護保険法」、「高齢者住まい法」、「老人福祉法」、「健康保険法」、「消防法」、「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」等の多岐にわたります。行政から何らかの指導を受ける事態が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（6）競合について

日本において高齢者数は増え続けており、介護関連ビジネス市場は今後も拡大が予測されております。また、サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の住居の供給確保のため、期間が限定された建築への補助金も導入されており、有望事業と目されており、住宅型有料老人ホームも含め、今後も、競合他社の増加が続くと予想されます。当社が拠点開設したエリアで、このような新規参入と既存事業者の施設増設による競合が激化した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（7）顧客が高齢者であることについて

当社の顧客は、主として要介護認定、要支援認定を受けている高齢者であり、例えば、入居者の一人に急病による入院、急逝、居室内での転倒骨折による入院や、要介護度の変化による特養への転居などが発生した場合、当該入居者へ一時的にサービス提供が行えなくなり、入院であれば退院まで、退去であれば次の顧客のサービス利用開始までの間の売上が発生しなくなる場合があります。これらの事態については、過年度の発生状況を考慮に入れた事業計画を策定しておりますが、想定以上に多くの事態が重なった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（8）訴訟リスクについて

当社は、本書提出日現在において提起されている訴訟はありません。今後も、細心の注意を払いリスク管理体制の整備と改善に努めてまいります。当社が主とする事業である介護事業においては、どれだけの注意を払っても介護事故や医療事故は一定の確率で発生します。当社で加入している「包括職業賠償責任保険」にて対応可能と考えてはおりますが、万が一、介護中の事故による死亡事故等が発生し、遺族による損害賠償請求が提訴された場合には、社会的な評価の低下、訴訟に係る費用の発生、事業の全部又は一部の継続が困難になる等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（9）自然災害について

当社は、京都府、滋賀県、岡山県、静岡県、兵庫県、愛知県、岐阜県、栃木県、東京都でドミナント戦略による拠点展開を行っております。有事に備えた危機管理体制の整備に努め対策を講じておりますが、万が一、特定の地域で大規模な地震、台風等の災害により、当社の運営する建物や従業員及び利用者が損害を被った場合、また子会社が保有する建物に大規模な修繕が必要となり多額の費用が必要となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10)情報管理及び個人情報の漏洩について

当社は事業を運営するにあたり、利用者あるいはその家族の重要な個人情報を取り扱っており、管理部門においては経営情報等の内部情報を保有しております。当社は、個人情報をはじめとした情報の適正な取得及び厳重な管理のために、各種規程や研修等を通じて、情報漏洩の防止に取り組んでおります。パソコンの管理にあたっては、ウイルス対策ソフトによる保護を実施するほか、一部の部門及び一部の役職者を除き、原則としてノートパソコンなどの電子機器の持ち出しを禁止しております。また、パソコンや各種システムには起動時のパスワード管理を実施しており、第三者が容易に起動させることができない設定となっております。しかしながら、万が一、システム等から個人情報外部に漏洩する等のトラブルが発生した場合、損害賠償請求や信用力の低下等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11)テナントの賃貸借契約について

当社が運営するサービス付き高齢者向け住宅は、オーナーが建設する物件を当社が一括借り上げて、入居者に転貸するサブリース契約による方式、株式会社JPMCがオーナーから一括借り上げを行い、当社が介護運営会社としてテナントで入居する方式の2方式があります。当社が一括借り上げを行う場合、オーナーとの賃貸借契約期間は基本的に25年間となっております。この間は安定的かつ継続的に事業を運営できるメリットがある反面、解約には一定の制約があるため、稼働率が著しく低下した場合や、近隣の賃貸住宅の家賃相場が下落し、当社の募集賃料にも何らかの影響が及んだ場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、解約不能期間を経過したのちに、何らかの理由により、オーナー側から賃貸借契約書の規定に基づき賃貸解除を申し出られる可能性もあります。そうなった場合、当社の運営棟数が減少する可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、リースに関する会計基準の変更は、当社の借上物件や運営物件についての該当の有無により、建物部分に係る残リース相当額の貸借対照表への計上に伴う財務比率の悪化や、計上したリース資産の減損処理による利益の減少又は損失及びそれに伴う財務数値の大幅な変動が発生する可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12)特定経営者への依存について

当社の創業者であり代表取締役社長である北山忠雄は、当社グループの経営方針や事業戦略の立案・決定における中枢として重要な役割を果たしております。役員への情報共有や権限委譲を進める等、組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由で同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13)風評等の影響について

当社では、経営理念と指針を最も重要なものと位置づけ、理念研修、介護研修、人事考課等、様々な機会を通じて従業員への経営理念等の浸透に努めております。また、利用者本人に加え、その家族、地域の介護事業者、行政、近隣の医療機関等とも密に連携し、交流を図っていることが業績向上にとって重要なものであると認識しております。従業員教育や内部監査等で細心の注意を払い、施設及び事業の運営をしておりますが、従業員の不祥事等何らかの事象が発生したり、当社に関する不利益な情報及び風評が広まった場合には、利用者及びその家族、行政、医療機関等からの評判・評価が落ち、入居紹介が止まるなどの事態により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14)有利子負債について

当連結会計年度末時点における有利子負債残高は35億78百万円、有利子負債依存度は61.6%となっております。当社グループでは、当連結会計年度末時点において「アンジェス」を11棟保有しており、その資金は長期借入金でまかなっております。現在の建築原価の高騰や、リースに関する会計基準の変更を見据えて従来のような積極的な販売から、現在は自社保有をメインとする方針としております。今後、リースに関する会計基準の適用に伴うリース負債の計上や自社保有物件での新規拠点の開設により、有利子負債の残高や比率が上昇していく見通しであります。ただし、借入を実施して保有することとした新規案件に関しても、当社の取締役会審議を経て、中長期的な収益を見込むことができ、戦略的にも意義ある新規拠点開設を進めていくための借入の増加ではありますが、今後のマクロ経済動向や日本銀行の金融政策の変更等により市場金利が上昇した場合、支払利息が増加するほか、新規開設に向けた資金調達コストが上昇し、事業展開スピードが減速する可能性があります。なお、財務制限条項付きの借入はありません。

(15)新規拠点の開設、受注について

当社グループは、自社グループのみならず、広く新規拠点開設のための情報を収集し、常に新規案件のための情報を入手しておりますが、利用者がいる限り、一度開設すると簡単には撤退できないことから、開設の可否判断については、社内規程に基づき慎重に見極めております。現在は、株式会社北山住宅販売を通じて土地を購入し、同社が建築を行い、中長期的に保有を行う、または、当社が土地オーナーより建築請負をした物件を当社が借り上げるという事業スキームにより拠点数を増やしていく方針ではありますが、新規拠点の開設については、オーナーの意向、融資を実施する金融機関の動向等にも影響されることから、新規拠点の開設・受注ができない、又は、新規拠点数が計画よりも下回って推移する可能性があり、将来の運営棟数が当社の目標よりも下回った場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) サービス付き高齢者向け住宅建築補助金の廃止・制度変更について

サービス付き高齢者向け住宅に関しては、本書提出日現在、建築費の約1割が補助金として建築主に交付される政策的優遇措置が取られておりますが、これは毎年予算編成によって上限や継続が判断されます。将来、本補助金が廃止・制度変更となった場合、進行中の案件が一部、建築主の方針で中止となるリスクがあります。しかし当社グループの建築においては、本補助金が廃止・制度変更となった場合でも、大手ハウスメーカー等と比較しても受注価格が安価なため、影響は限定的であると考えているほか、サービス付き高齢者向け住宅の提案から住宅型有料老人ホームへの提案へと切り替えること等の対応で、リスク回避をすることが可能であると考えております。しかしながら、本補助金の廃止・制度変更が発生した場合は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17)建築請負工事の期ずれについて

当社グループの株式会社北山住宅販売は、主としてサービス付き高齢者向け住宅の建築及び自社物件の「アンジェス」の建築等を行っております。建築における売上計上は、工事の進捗度に応じて行っております。建築工事については、予期できない理由により工期の延長等があった場合、売上計上時期が遅れる場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(18)新規拠点の単一年度への開設集中について

当社グループは、拠点数を増やして事業を拡大するビジネスモデルをとっております。新規拠点を開設する際には、一定の期間は費用先行となる赤字期間が生じることとなります。そのため、単一年度に多数の拠点の開設が重なった場合は業績の下押し圧力となり、その年度の当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(19)固定資産の減損について

当社グループは、業績動向によっては、固定資産の減損会計の適用に伴う損失処理が発生することがあり、その場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。減損処理が発生しないよう拠点単位での収益管理を行い、施設長に収支の責任を持たせ、収益性が悪化している拠点については積極的に対策を講じますが、万が一、不採算拠点の増加や閉鎖が集中した場合や、また、当社グループが保有する「アンジェス」の減損処理が必要となり多額の減損損失が発生した場合は、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(20)支配株主との関係について

当社の支配株主である北山忠雄は、当社の創業者であり代表取締役社長であります。本書提出日現在、北山忠雄並びに同氏の二親等内の親族の所有株式数を含めると発行済株式総数の61.6%を所有しております。

北山忠雄は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しておりますが、何らかの事情によりこれらの当社株式が売却され、同氏の持分比率が低下した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(21)物価高騰に関するリスク

当社は自社グループで設計から建築まで一気通貫で提供し、建築原価を他社よりも相対的に低く建物を建築できることが強みですが、建築資材や職人の人件費高騰により、当社が自社保有を行う場合であっても、取得原価が過去の取得原価と比較して増加する可能性があります。

また、介護運営にあたっては、インフレによって人件費、食材費、その他運営を維持するための各種コストが上昇する場合、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(22)特定技能外国人（介護）の受入れ拡大に関するリスク

当社グループは、深刻化する介護人材不足への対応および多様な人材の確保を目的として、2025年の制度改革により訪問介護での就労が解禁された「特定技能外国人（介護）」の積極的な受入れを開始しております（2025年12月末時点18名、最終的には50名規模まで受入れ拡大を予定）。

しかしながら、訪問介護はご入居者様の居室における「1対1」のサービス提供が基本となります。特に当社が注力するターミナルケア（看取り）においては、ご入居者様の微細な体調変化への気づきや、ご家族様との繊細なコミュニケーションが求められます。言語の壁や文化・生活習慣の違いに起因するミスマコミュニケーションが発生した場合、重大な介護事故やご入居者様・ご家族様からのクレーム、それに伴う当社の信用低下や損害賠償に繋がる可能性があります。

また、昨今の急激な為替変動（円安）や、他業種・都市部との人材獲得競争の激化、あるいは出入国管理政策の変更等により、想定以上の早期離職や外国人雇用維持のコスト増加が発生した場合、採用・育成に投じたコストが回収できず、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(23)その他のリスクについて

上記のほか、外部からの犯罪行為、SNSへのネガティブな書き込み等が発生することで、社会的信頼が失墜し、その対応のためのコストの発生により、当社グループの業績又は株価に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的なインフレ圧力の緩和が進む一方で、米国を中心とした金融政策の動向や地政学的リスクの長期化などを背景に、依然として先行き不透明な状況が継続いたしました。国内においては、物価上昇率は前年と比べて落ち着きを見せたものの、高水準で推移しており、日銀による金融正常化の進展に伴う金利上昇も相まって、企業経営を取り巻く環境は引き続き慎重な判断が求められる状況となりました。

介護業界におきましては、2024年4月に実施された介護報酬改定および同年6月の診療報酬改定を受け、事業運営の高度化・効率化が一層求められる局面となりました。高齢者人口の増加に伴い介護サービス需要は中長期的に拡大が見込まれる一方で、慢性的な人材不足や人件費の上昇、物価高によるコスト増加などにより、特に中小事業者を中心に厳しい経営環境が続いております。訪問介護事業所の倒産件数が3年連続で過去最高を更新するなど、業界全体で再編・淘汰が進行しつつあります。

このような環境下、当社グループは、安定的な事業運営と中長期的な成長を両立させるべく、人的投資および事業基盤の強化を最重要課題として取り組んでまいりました。具体的には、「介護職員等処遇改善加算」の取得をはじめ、ベースアップや管理職層の処遇見直しを継続的に実施するとともに、紹介制度の拡充や自社ホームページ経由の採用強化等により、人材の確保および定着に一定の成果を上げることができました。さらに、2025年4月より解禁された特定技能外国人材の訪問介護事業所への受け入れについても、早期に対応を進め、2025年12月末時点で18名を採用し、現在も積極的な採用を続けております。また今期より新卒採用の幅を広げ高卒採用を開始しました。実際に入社も始まっており、業界の最大の課題である人材確保に対して積極的な取り組みを続けてまいりました。

事業展開の面では、当社の主力である介護事業において、サービス付き高齢者向け住宅の新規開設を継続的に実施しております。当連結会計年度においては、「アンジェス八王子」「アンジェス高尾」「アンジェス宇都宮御幸本町」の3棟（125室）を新規開設し、期末時点で36棟1,210室を運営しております。36棟1,124室（※）の全社稼働率は96.5%、オープン1年経過後拠点では稼働率が96.5%となっており、新拠点も早期立ち上がりを見せ、全社的に高稼働を維持しております。

（※）「アンジェス彦根河瀬」「アンジェス宇都宮砥上」「アンジェス八王子」「アンジェス宇都宮御幸本町」の訪問看護利用者を想定した医療居室部分86室については、従来からの目標である稼働率97.0%という高稼働率を前提とした事業ではないことから、全社の介護居室稼働率の1,124室を分母としております。

また、2023年より開始した訪問看護事業が本格化し、今後は基本的に新規開設時には看護併設型で開設を行う基盤が整いました。2025年12月末時点では4事業所を運営し、収益力の強化及び介護保険からの収益分散を着実に実現しつつあります。また、生産性向上のために開発した自社システム（ケア現場管理システム『CareMaster』）も本格運用を開始し、業務効率化による競争力強化を図っております。

なお、当連結会計年度より、固定資産に係る控除対象外消費税等の会計処理についての変更を行っており、前連結会計年度については、遡及適用後の数値で比較分析を行っています。

以上の結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a.財政状態

i.資産

当連結会計年度末における資産は、前連結会計年度末に比べ9億83百万円増加し、58億7百万円となりました。

（流動資産）

当連結会計年度末における流動資産は、前連結会計年度末に比べ1億83百万円増加し、19億44百万円となりました。これは主に、現金及び預金が54百万円、売掛金及び契約資産が98百万円増加したこと等によるものであります。

（固定資産）

当連結会計年度末における固定資産は、前連結会計年度末に比べ8億円増加し、38億62百万円となりました。これは主に、拠点増加、拠点開設用地の取得及び工事の進捗等による建物及び構築物（純額）が9億18百万円増加したことに対し、建設仮勘定が2億1百万円減少したこと等によるものであります。

ii.負債

当連結会計年度末における負債は、前連結会計年度末に比べ8億97百万円増加し、43億92百万円となりました。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債は、前連結会計年度末に比べ4億68百万円減少し、13億91百万円となりました。これは主に、未払費用が65百万円増加したことに対し、短期借入金が6億62百万円減少したこと等によるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債は、前連結会計年度末に比べ13億66百万円増加し、30億円となりました。これは主に、長期借入金が13億60百万円増加したこと等によるものであります。

iii.純資産

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末に比べ86百万円増加し、14億14百万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益81百万円により利益剰余金が増加したこと等によるものであります。

b.経営成績

当連結会計年度における売上高は、48億86百万円（前年同期比3.8%増）、営業利益は40百万円（前年同期比73.0%減）、経常利益は1億38百万円（前年同期比27.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は81百万円（前年同期比34.6%減）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

i.介護事業

介護事業におきましては、当連結会計年度の売上高は48億23百万円、セグメント利益は1億7百万円となりました。これは主に、当連結会計年度に開設した「アンジェス八王子」、「アンジェス高尾」及び「アンジェス宇都宮御幸本町」が増収に寄与したことによります。ただし、新規拠点開設に伴う人件費、経費負担の増加により、セグメント利益は減少しております。

その結果、売上高は前連結会計年度と比較して6億63百万円（前年同期比16.0%増）の増収、セグメント利益は29百万円（前年同期比21.3%減）の減益となりました。

ii.不動産事業

不動産事業におきましては、当連結会計年度の売上高は62百万円、セグメント損失は37百万円となりました。これは1件の請負工事によるものです。また、費用については、建築原価及び人件費の高騰等により増加しております。

その結果、売上高は前連結会計年度と比較して4億85百万円（前年同期比88.5%減）の減収、セグメント損失は77百万円の減益（前年同期は39百万円のセグメント利益）となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて50百万円増加し、11億68百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果得られた資金は、2億87百万円（前年同期は3億4百万円の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益1億38百万円、減価償却費1億73百万円の増加要因に対し、売上債権及び契約資産の増加額98百万円の減少要因があったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は、10億7百万円（前年同期は11億3百万円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出9億78百万円があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果得られた資金は、7億71百万円（前年同期は5億45百万円の獲得）となりました。これは主に、長期借入れによる収入15億43百万円、短期借入金の純増減額6億62百万円及び長期借入金の返済による支出1億9百万円があったことによるものであります。

③生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループでは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

b. 受注実績

当連結会計年度の不動産事業の建築請負業務における受注実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)			
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
不動産事業	17,883	△96.2	165,390	△21.4
合計	17,883	△96.2	165,390	△21.4

(注) 上記の業務以外については、受注実績の記載になじまないため、記載をしておりません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
介護事業	4,823,218	16.0
不動産事業	62,993	△88.5
合計	4,886,212	3.8

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
滋賀県国民健康保険団体連合会	608,130	12.9	650,021	13.3

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

また、当連結会計年度より、固定資産に係る控除対象外消費税等の会計処理についての変更を行っており、前連結会計年度については、遡及適用後の数値で比較分析を行っています。

①重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、経営者の判断に基づく会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りが必要であり、これらの見積りは、合理的な基準に基づいて実施しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

②経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態に関する認識及び分析・検討内容

「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績に関する認識及び分析・検討内容

(売上高)

当連結会計年度における売上高は48億86百万円（前連結会計年度は47億7百万円）となりました。介護事業におきましては、当連結会計年度に開設した「アンジェス八王子」、「アンジェス高尾」及び「アンジェス宇都宮御幸本町」が増収に寄与いたしました。

不動産事業におきましては、当連結会計年度に1件の請負工事があったものの、工事の進捗としてはまだ初期段階のため、工事売上高は減収となりました。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度における売上原価は42億51百万円（前連結会計年度は40億48百万円）となりました。これは主に、拠点及び入居者数の増加に伴う労務費の増加等によるものであります。この結果、売上総利益は6億34百万円（前連結会計年度は6億59百万円）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は5億94百万円（前連結会計年度は5億8百万円）となりました。この結果、営業利益は40百万円（前連結会計年度は1億50百万円）となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当連結会計年度における営業外収益は1億54百万円（前連結会計年度は71百万円）となりました。これは主に、補助金収入の増加によるものであります。営業外費用は56百万円（前連結会計年度は30百万円）となりました。この結果、経常利益は1億38百万円（前連結会計年度は1億91百万円）となりました。

(特別利益、特別損失)

当連結会計年度及び前連結会計年度において特別利益及び特別損失の計上はありませんでした。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における法人税等は56百万円（前連結会計年度は65百万円）となりました。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は81百万円（前連結会計年度は1億25百万円）となりました。

c. キャッシュ・フローに関する認識及び分析・検討内容

「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

③経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照下さい。

④資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金需要の主なものは、自社保有物件の新規拠点開設時の土地・建物等取得のための設備資金、運転資金、拠点開設の際の初期費用であります。新規拠点の土地・建物等取得のための設備資金については長期借入金で、運転資金、拠点開設の際の初期費用は自己資金及び短期借入金で調達することを基本としております。運転資金のうち主なものは、売上原価に計上している拠点従業員の労務費等であります。なお、当社グループは当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は11億68百万円であり十分な資金流動性を有していると判断しております。

⑤経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析

当社グループは、新規開設居室数、売上高経常利益率、訪問介護の利用単価、稼働率及び人件費率を経営成績に影響を与える重要な経営指標として捉えております。

a. 新規開設居室数

当連結会計年度における新規開設居室数は125室（前連結会計年度は56室）となりました。目標の新規開設居室数150室を下回ったのは、2024年、2025年の2年間は、訪問看護併設型のハイブリッドモデルの確立、関東エリアの立ち上げ、外国人採用に注力していたためです。看護併設型の拠点は、従来のアンジェスよりも売上高や収益性が高くなり、仮に新規開設居室数が少なくなった場合にも事業成長を見込め、目標通り150室の新規開設を進めた場合は従来目標よりも高成長を狙えることから、本事業確立に注力してまいりました。

新規拠点を開設し運営居室数を増やすことが当社グループの業績拡大に重要であることから、新規開設居室数を重要な経営指標として捉えており、毎年150室の開設を目標としております。なお、2026年、2027年の新規開設予定数は既に306室となります。

b. 売上高経常利益率

当連結会計年度における売上高経常利益率は2.8%（前連結会計年度は4.1%）となりました。介護事業は堅調に進めた一方で、不動産事業は減収となり、当社グループ全体として売上高経常利益率は低下したものの、概ね予算通りの着地となりました。

当社の事業は労働集約型であり、助成金等を活用した営業外収益が計上されることが多く、また、介護従事者への処遇改善の一時金を、会社が給与や賞与で支給し、県などからはほぼ同額を補助金として受領することがあります。この処理を行うことで、粗利益と営業利益は減少し、経常利益ではほぼ会社損益への影響は相殺される処理が発生することがあります。その他、主として連結子会社が自社物件を保有しており営業外費用として利息が発生していることを踏まえ、売上高経常利益率を重要な経営指標として捉えております。

c. 訪問介護の利用単価

当連結会計年度における訪問介護の利用単価は177,004円（前連結会計年度は175,422円）となりました。前年同期比で単価が上昇した要因は、当社のほぼ全事業所で特定事業所加算（Ⅰ）を取得しており、また、医療居室が増えてくる中で、要介護度の高い重度の利用者の受入が増えていることから、2024年4月の介護報酬改定は当社にとってはマイナス改定となりましたが、訪問介護単価は今年度もプラス成長を維持しました。訪問介護の利用単価は、訪問介護の年間売上額÷年間の延べ賃貸借数で計算しております。

介護事業の売上の約47%が訪問介護収入であり、この売上額について、年度毎や拠点毎の単価の推移を見ていくことが当社グループにとって重要であると考えていることから、訪問介護の利用単価を重要な経営指標として捉えております。

d.稼働率

当連結会計年度における開設後1年経過した拠点の平均稼働率は96.5%（前連結会計年度末は96.2%）と、前年比で0.3ポイント改善しました。毎年当社の新拠点が増え続け、各エリアでは競合が算入してくる中でも、全社平均稼働率が96%～97%の間で毎年継続して推移しております。当社ではどの拠点も看取りまで行う介護運営を実施し、入居者の紹介元に対して継続的にご挨拶回りを行っており、各地での地道な営業活動が続けておりますが、この当社の特徴である営業活動の成果を図る上で重視しております。稼働率は、「賃貸借契約数÷総提供可能居室数」で算出しております。

稼働率が売上に直結し、利益を上げるための重要なポイントであることから、稼働率を重要な経営指標として捉えております。

e.人件費率

当連結会計年度における人件費率は70.1%（前連結会計年度は69.4%）と、前年比で0.7ポイント増加しております。訪問介護単価の上昇に処遇改善加算の影響があったことと連動した形での上昇となっております。介護職員処遇改善加算の制度は、会計上売上高として計上され、その後原価で賃金給料等として充当されます。粗利益額としては変わらないものの、2024年に処遇改善加算の加算率がアップしたことで、売上アップとなり、そのうち処遇改善加算による売上アップ相当分と同額程度の人件費が上昇していることで、人件費率が高まる方向に進みました。人件費率は、労務費÷介護収入（介護保険収入＋サービス付き高齢者向け住宅事業の生活支援費売上）で算出しております。

当社の事業は労働集約型であり、効率的に人件費が売上を生んでいることが経営上重要であることから、人件費率を重要な経営指標として捉えております。

f.医療居室数（割合）

当連結会計年度における医療居室数は86室、医療居室割合は7.1%です。（前期比較無し）

当社グループで、より重度の方や終末期の看取りニーズに広くお応えする体制構築と、事業の高収益化を両立させるため、今期から当指標を新たに追加いたしました。医療居室数は、医療対応型の拠点において医療対応入居者を受け入れるための居室総数を、医療居室割合は、「医療居室総数÷総提供可能居室数」で算出しております。

訪問看護ステーションを併設した「医療併設型」の展開を進めることで、当社グループの強みである終末期ケアをより多くの方へ提供できる受け皿が拡大していることを示しており、また、従来の介護サービスに加え、相対的に粗利率の高い訪問看護サービス等の提供比率が高まることで、全社的な利益率の向上と高収益化の進捗状況を測るバロメーターとなることから、医療居室数（割合）を重要な経営指標として捉えております。

5【重要な契約等】

当社は、介護事業、不動産事業それぞれにおいて、株式会社JPMCのパートナー制度に加入しております。また、当社がサービス付き高齢者向け住宅「アンジェス」シリーズを展開する上で、土地・建物について、当社が一括借上げを行う場合と、株式会社JPMCが一括借上げを行い、当社が転貸を受ける場合があります。

株式会社JPMCとの各契約の概要は次のとおりであります。

契約会社名	相手方の名称	契約書名	契約期間	契約内容	解約に関する事項
株式会社T. S. I	株式会社JPMC	JPMCふるさぽパートナー加入契約書	2012年4月1日から 2017年3月31日 (それ以後は5年毎の自動更新)	高齢者住宅を運営するにあたり「高齢者専用賃貸住宅一括借上システム」を当社が利用する権利の許諾	6ヶ月前申出で解約可能 ただし、当社運営の当該システム適用のサービス付き高齢者向け住宅の賃貸借契約期間中は、本契約は解約できない
株式会社 北山住宅販売	株式会社JPMC	JPMCシルバーパートナー加入契約書	2011年4月1日から 2016年3月31日 (それ以後は5年毎の自動更新)	「高齢者専用賃貸住宅一括借上システム」契約物件の建築を株式会社北山住宅販売が受注する権利の許諾	3ヶ月間の予告期間をもって解約を申し出ること、 解約可能
株式会社T. S. I	株式会社JPMC	土地建物賃貸借契約書 (注)	各引渡日から25年6ヶ月間	各「アンジェス」の転貸契約	6ヶ月前又は12ヶ月前申出で解約可能

(注) 上記の「土地建物賃貸借契約書」を結んでいる拠点(「アンジェス」)は、本書提出日現在で「中庄」「彦根城」「北畝」「浜松中沢」「長田」「宇治木幡」「姫路」「西焼津」「一宮奥町」「相模原」「みよし」の11拠点であります。解約時期は契約時期によって異なります。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は、952,335千円であります。セグメント別の内訳は、次のとおりであります。

（介護事業）

当連結会計年度において、新規開設拠点の備品等、総額51,224千円の設備投資を行いました。

（不動産事業）

当連結会計年度において、自社保有物件として「アンジェス高尾」、「アンジェス宇都宮御幸本町」、「アンジェス上溝」、「アンジェス相原」の建設等、総額901,110千円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

（1）提出会社

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物 (千円)	構築物 (千円)	車両運搬具 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (京都府)	介護事業	統括業務施設	—	—	167	80	5,491	5,739	31(3)
アンジェス篠 他4拠点 (京都府)	介護事業	サービス付き高齢 者向け住宅	—	251	0	3,163	—	3,414	42(30)
アンジェス守山 他9拠点 (滋賀県)	介護事業	サービス付き高齢 者向け住宅	440	—	1,349	8,835	—	10,625	116(49)
アンジェス加古川 他1拠点 (兵庫県)	介護事業	サービス付き高齢 者向け住宅	—	—	0	1,217	—	1,217	36(19)
アンジェス大元 他3拠点 (岡山県)	介護事業	サービス付き高齢 者向け住宅	—	—	0	2,400	—	2,400	42(18)
アンジェス浜松中沢 他4拠点 (静岡県)	介護事業	サービス付き高齢 者向け住宅	134,465	3,246	0	4,485	342	142,538	58(28)
アンジェス一宮奥町 他1拠点 (愛知県)	介護事業	サービス付き高齢 者向け住宅	—	—	0	1,793	—	1,793	31(16)
アンジェス岐阜岩地 他1拠点 (岐阜県)	介護事業	サービス付き高齢 者向け住宅	—	—	0	2,117	—	2,117	21(7)
アンジェス相模原 他1拠点 (神奈川県)	介護事業	サービス付き高齢 者向け住宅	—	—	2,398	5,720	—	8,118	12(3)
アンジェス枚方 (大阪府)	介護事業	サービス付き高齢 者向け住宅	—	—	0	1,132	—	1,132	10(6)
アンジェス八王子 他1拠点 (東京都)	介護事業	サービス付き高齢 者向け住宅	883	—	3,092	9,790	—	13,766	37(10)
アンジェス宇都宮砥上 他1拠点 (栃木県)	介護事業	サービス付き高齢 者向け住宅	—	—	3,861	12,224	—	16,086	69(13)

（注）1．現在休止中の主要な設備はありません。

2．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外書きで記載しております。

3．アンジェス岐阜岩地、アンジェス岐阜南鶯、アンジェス彦根河瀬、アンジェス宇都宮砥上、アンジェス石山寺、アンジェス高尾、アンジェス宇都宮御幸本町及びアンジェス上溝については土地・建物を、アンジェス大元及びアンジェス篠については建物を連結子会社から賃借しております。「（2）国内子会社」をご参照下さい。

4．帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア、施設利用権の合計であります。

5. 当社の事業所は主に賃借しております。連結会社以外の者から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

セグメントの名称	所在地 (拠点数)	設備の内容	年間賃借料又はリース料 (千円)
介護事業	滋賀県 (8 拠点)	サービス付き高齢者向け住宅	126,127
	京都府 (4 拠点)	サービス付き高齢者向け住宅	70,444
	岡山県 (3 拠点)	サービス付き高齢者向け住宅	49,813
	静岡県 (4 拠点)	サービス付き高齢者向け住宅	84,123
	兵庫県 (2 拠点)	サービス付き高齢者向け住宅	55,699
	愛知県 (2 拠点)	サービス付き高齢者向け住宅	52,054
	東京都 (1 拠点)	サービス付き高齢者向け住宅	18,982
	神奈川県 (1 拠点)	サービス付き高齢者向け住宅	19,295
	大阪府 (1 拠点)	サービス付き高齢者向け住宅	16,104

(2) 国内子会社

2025年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額							従業員 数 (人)
				建物及び構 築物 (千円)	車両運搬具 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	建設仮勘定 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
株式会社 北山住宅 販売	本社 (京都府)	本社（全社 資産等）	統括業務施設	27,305	996	494	62,577 (133.29)	—	44,179	135,552	6(—)
株式会社 北山住宅 販売	アンジェス 篠他 1 件 (京都府)	不動産事業	サービス付き高 齢者向け住宅	70,525	—	191	— (—)	—	5,030	75,746	—
株式会社 北山住宅 販売	アンジェス 彦根河瀬他 2 拠点 (滋賀県)	不動産事業	サービス付き高 齢者向け住宅	431,702	—	3,287	132,877 (3,467.03)	—	380	568,248	—
株式会社 北山住宅 販売	アンジェス 大元 (岡山県)	不動産事業	サービス付き高 齢者向け住宅	56,938	—	1,217	— (—)	—	—	58,155	—
株式会社 北山住宅 販売	アンジェス 岐阜岩地他 1 拠点 (岐阜県)	不動産事業	サービス付き高 齢者向け住宅	320,315	—	5,535	88,198 (2,640.03)	—	—	414,049	—
株式会社 北山住宅 販売	アンジェス 宇都宮砥上他 1 拠点 (栃木県)	不動産事業	サービス付き高 齢者向け住宅	734,522	—	13,426	298,545 (3,376.89)	—	2,617	1,049,111	—
株式会社 北山住宅 販売	アンジェス 高尾他 2 拠点 (東京都)	不動産事業	サービス付き高 齢者向け住宅	255,452	—	4,681	327,675 (3,256.06)	123,288	10,030	721,127	—
株式会社 北山住宅 販売	アンジェス 上溝 (神奈川県)	不動産事業	サービス付き高 齢者向け住宅	415,650	—	7,389	154,503 (2,025.00)	—	1,361	578,904	—

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（）外書きで記載しております。

3. アンジェス大元、アンジェス篠、アンジェス岐阜岩地、アンジェス岐阜南郷、アンジェス彦根河瀬、アンジェス宇都宮砥上、アンジェス石山寺、アンジェス高尾、アンジェス宇都宮御幸本町には、当社の従業員が勤務しており、アンジェス大元の従業員数は9(4)人、アンジェス篠の従業員数は8(5)人、アンジェス岐阜岩地の従業員数は10(4)人、アンジェス岐阜南郷の従業員数は9(4)人、アンジェス彦根河瀬の従業員数は25(7)人、アンジェス宇都宮砥上の従業員数は38(11)人、アンジェス石山寺の従業員数は8(6)人、アンジェス高尾の従業員数は13(2)人、アンジェス宇都宮御幸本町の従業員数は31(2)人です。

4. 建物及び構築物、工具、器具及び備品、土地は、アンジェス相原（着手済み）を除き、当社へ貸与しております。

5. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア、施設利用権及び土地取得前渡金の合計であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
株式会社 北山住宅 販売	アンジェス相原 (東京都町田市) (注) 2	不動産事業	土地、建物等	644,000	304,414	自己資金及 び借入金	2025年9月	2026年9月 (注) 2	50室 (予定)
株式会社 T.S.I	アンジェス浜松森田町 (仮 称) (浜松市中央区)	介護事業	建物等	424,000	242	自己資金及 び借入金	2025年12月	2027年1月	47室 (予定)
株式会社 北山住宅 販売	アンジェス久我 (仮称) (京都市伏見区)	不動産事業	土地、建物等	567,800	5,030	自己資金及 び借入金	2026年5月	2027年3月	53室 (予定)
株式会社 北山住宅 販売	アンジェス町田 (仮称) (東京都町田市)	不動産事業	土地、建物等	668,620	15,230	自己資金及 び借入金	未定	未定	54室 (予定)

(注) 1. 完成後の増加能力は、事務所新設の場合は事業所種別を、サービス付き高齢者向け住宅新設の場合は受入定員である居室数(予定含む)を記載しております。

2. 事業所名をアンジェス町田相原(仮称)からアンジェス相原に、完了予定年月を2026年5月から2026年9月に変更しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,500,000
計	4,500,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年12月31日)	提出日現在発行数（株） (2026年3月26日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	1,533,100	1,533,100	東京証券取引所 (グロース市場) 名古屋証券取引所 (メイン市場)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のな い当社における標準とな る株式であります。な お、単元株式数は100株 であります。
計	1,533,100	1,533,100	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年3月18日 (注) 1.	300,000	1,528,000	276,000	374,200	276,000	276,000
2023年5月16日 (注) 2.	5,100	1,533,100	3,978	378,178	3,978	279,978

(注) 1. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,000円
引受価額 1,840円
資本組入額 920円

2. 譲渡制限付株式報酬としての発行

発行価額 1,560円
資本組入額 780円
割当先 当社の取締役(社外取締役を除く) 5名、当社の従業員13名

(5) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

2023年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	14	15	10	6	739	785	－
所有株式数（単元）	－	8	1,143	229	121	23	13,793	15,317	1,400
所有株式数の割合（％）	－	0.05	7.46	1.50	0.79	0.15	90.05	100.00	－

(注) 自己株式12,456株は、「個人その他」に124単元及び「単元未満株式の状況」に56株を含めて記載しております。

なお、2025年12月31日現在における自己株式の保有株式数は、株主名簿上の自己株式数と同じく12,456株であります。

(6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
北山忠雄	京都市西京区	499,500	32.85
北山優吾	京都市西京区	129,500	8.52
北山雄三	京都市西京区	100,600	6.62
北山千賀子	京都市西京区	100,000	6.57
北山裕美	京都市西京区	100,000	6.57
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木1-6-1	46,451	3.05
水元公仁	東京都新宿区	43,000	2.83
楽天証券株式会社	東京都港区青山2-6-21	31,100	2.05
寺田英司	札幌市西区	20,200	1.33
鈴木愛実	埼玉県所沢市	17,400	1.14
計	—	1,087,751	71.53

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 12,400	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,519,300	15,193	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,400	—	—
発行済株式総数	1,533,100	—	—
総株主の議決権	—	15,193	—

(注) 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式56株が含まれております。

② 【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社T. S. I	京都市西京区桂南巽町75番地4	12,400	—	12,400	0.81
計	—	12,400	—	12,400	0.81

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (譲渡制限付株式報酬制度による自己株式の 処分)	5,600	6,641	—	—
保有自己株式数	12,456	—	12,456	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社の属する介護業界は現在成長期にあり、将来を見据えた事業の拡大に向け、必要な人材の確保及び新規開設に係る設備投資等の先行投資を行うため、また迅速な経営判断に備えるために、内部留保の充実が重要であると認識しております。そのため、第16期事業年度の配当金については無配としております。しかしながら、株主に対する利益還元として配当を行うことも重要な経営課題の1つであることから、今後につきましては利益を確実に計上できる体制の確立を図ることによって財務体質の強化を行い、財政状態及び経営成績を勘案しながら、配当を実施していく方針であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大・発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

将来、剰余金の配当を行う場合は、安定的かつ継続的な配当方針とし、年に1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本とする予定であり、配当の決定機関は株主総会であります。

なお、当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、サービス付き高齢者向け住宅の入居者やその家族等、その他の取引先、従業員、地域社会、行政といったステークホルダーとの共存、ステークホルダーに対する価値提供が企業価値の向上につながるとの認識のもと、これらを実践するために、コーポレート・ガバナンスの強化は経営上の最重要課題の一つとして認識しております。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(a) 企業統治の体制の概要

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置している他、業務執行上の審議・決定機関として社長定例報告会、リスクマネジメントの機関としてリスク・コンプライアンス委員会、取締役の指名・報酬に関する取締役会の諮問機関として任意の指名報酬委員会を設置しております。

※当社は、2026年3月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役7名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役は7名（内、社外取締役2名）となります。当該議案が承認可決された場合の取締役会の構成員については、後記「（2）役員の状況①（b）」のとおりであります。

イ. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長である北山忠雄が議長を務め、北山優吾、三宅裕介、高岡まり子、金澤光司（社外取締役）、吉田誠司（社外取締役）の6名を構成員として、法令・定款に定められた事項及び経営に関する基本事項や業務執行に関する重要事項の決議を行っております。取締役会設置会社として、取締役会を通じた取締役相互の監督と協議により各取締役の職務執行の監督を行うとともに、社外取締役による専門的かつ第三者視点による監督、監査役による監査を通じて、法令・定款、社内諸規則のみならずコンプライアンスやその他の企業倫理を遵守するため、当該体制を採用し、各種の施策を構築・実施しております。定例取締役会は、原則として月1回、緊急議案が発生した場合には臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定が可能な体制を構築しております。

ロ. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役である日原直人（社外監査役）が議長を務め、松室伸二（社外監査役）、武田久美（社外監査役）の3名を構成員としております。監査役は、社長及び取締役との定期的な意見交換、本社及び各拠点での取締役及び従業員への業務執行状況やその課題等についての聞き取り、業務証跡となる証憑の閲覧、職務実施状況の視察等を通じて、取締役、従業員の職務執行状況の監査を行っており、重要な法令等の違反の防止・発見に努めております。監査役会は原則として月1回、緊急議案が発生した場合には臨時監査役会を開催し、迅速な監査上の判断が可能な体制を構築しております。また、内部監査室連絡会で内部監査室による監査計画やその結果の聴取、内部監査室との意見交換をしております。会計監査人に対しては、監査方針・監査計画の聴取、監査への立ち合い、監査報告の受領を行うことにより、三様監査で共有された情報を活用し、自らの監査の実効性向上を図っております。

ハ. 会計監査人

当社は、PwC Japan有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から会計監査を受けております。

ニ. 社長定例報告会

当社は、業務執行上の審議・決定機関として、社長定例報告会を設置しております。代表取締役社長である北山忠雄が議長を務め、北山優吾、三宅裕介、高岡まり子を構成員とし、常勤監査役である日原直人（社外監査役）をオブザーバーとし、各部門の業務執行上の課題や業務進捗状況、全社の課題を共有し、対策の審議・決定を行っております。なお、取締役会に諮るべき議案についても、社長定例報告会で十分な検討等を行ったうえで取締役会に付議しており、取締役会における審議の充実と適正な意思決定を確保しております。

社長定例報告会は、原則として週1回、緊急議案が発生した場合には臨時社長定例報告会を開催し、迅速な意思決定が可能な体制を構築しております。

ホ. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、リスクマネジメント・コンプライアンスの実効性の向上と、コンプライアンスの維持・向上を図るため、「リスク・コンプライアンス委員会規程」に基づき、リスク・コンプライアンスに関して一元的に統括するリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。代表取締役社長である北山忠雄が委員長を務め、北山優吾、三宅裕介、高岡まり子に加え、リスク担当者として10名の従業員を構成員とし、常勤監査役である日原直人（社外監査役）をオブザーバーとして、原則として四半期に1回、緊急議案が発生した場合には臨時リスク・コンプライアンス委員会を開催し、迅速な意思決定が可能な体制を構築しております。

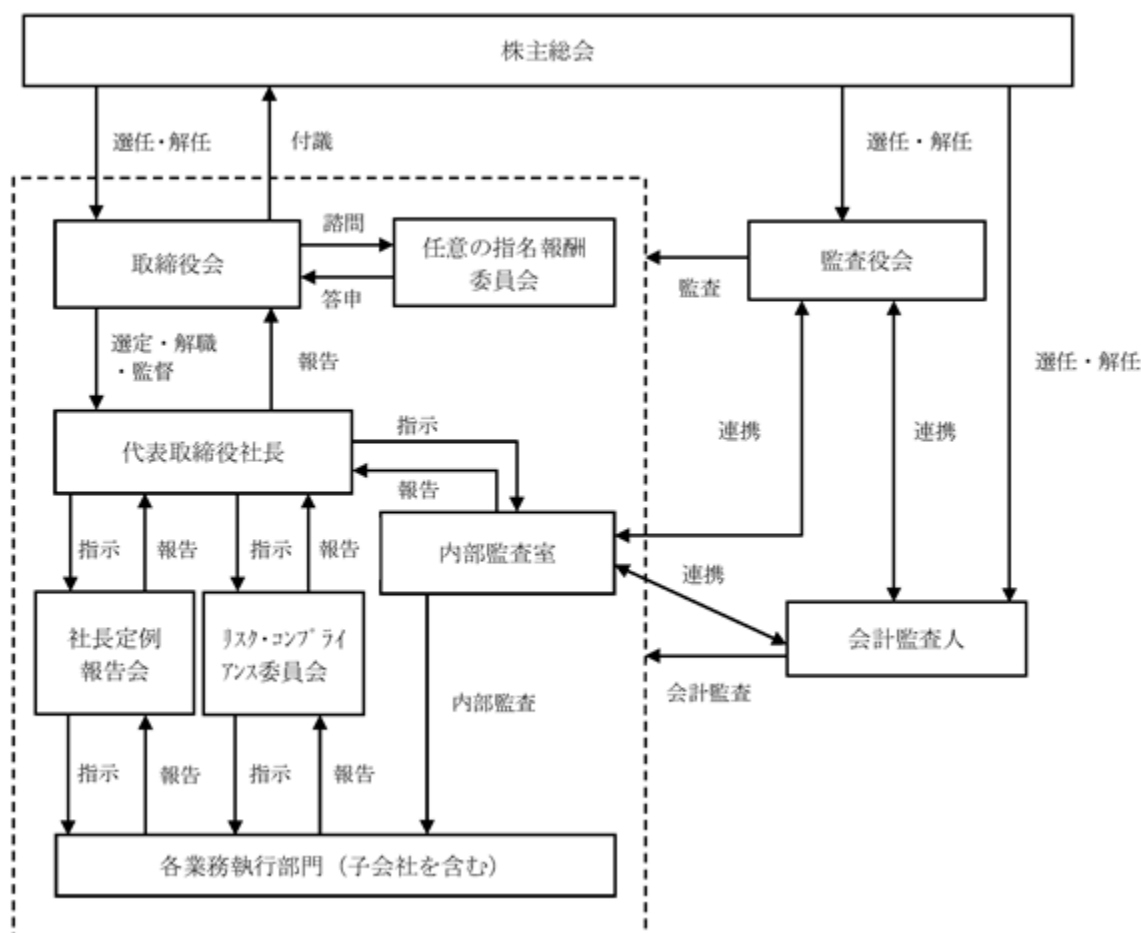
へ、任意の指名報酬委員会

当社は、取締役の指名及び報酬、その関連事項に対して、独立社外取締役の関与を高めることにより、手続きの公正性・透明性・客観性を強化するとともにコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2022年7月14日開催の取締役会において、任意の指名報酬委員会の設置を決議しております。

任意の指名報酬委員会は、少なくとも年に1回以上の開催をすることとし、必要に応じて随時開催されます。

また、委員の過半数は独立社外取締役であることが委員会規則により定められております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図示しますと、以下のとおりであります。



(b) 当該体制を採用する理由

当社は、社外監査役による経営の監視及び監督機能を適切に機能させることで、経営の健全性と透明性を確保しております。また、取締役会による業務執行の決定と経営の監視及び監督機能を向上させるため社外取締役を選任しております。当社は、社外取締役及び社外監査役の選任により、外部からの客観的視点及び経営監視の中立性が確保されており、経営の監視及び監督機能が適切に機能すると判断し、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

③企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況

当社は業務の適正を確保するための体制として、2020年3月12日開催の取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、本書提出日現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

(i) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 取締役及び使用人が、法令、定款及び社内諸規則並びに社会倫理を遵守するための規範として「コンプライアンス規程」、「リスク・コンプライアンス委員会規程」を制定し、全取締役、全監査役及び使用人に周知するとともに、監査役監査の実施にあたって、「監査役監査基準」とともに準拠すべき規範とします。

b. 取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程(職務権限明細表)」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、従業員は定められた社内規程に従い業務を執行します。

c. コンプライアンスの状況について、代表取締役社長及び代表取締役社長より指名されたリスク・コンプライアンス委員、各部門のリスク担当者が、リスク・コンプライアンス委員会等を通じて他の取締役及び監査役に対し報告を行います。リスク担当者又はリスク・コンプライアンス委員は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努めます。

d. リスク・コンプライアンスに関する教育研修を適宜開催するとともに、当社における業務執行・判断は常にコンプライアンス意識を保持したうえで行うべきことを常に意識するよう徹底します。

e. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の職務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果及び評価を代表取締役社長及び監査役に報告します。また、社内で発生する法令違反や、法解釈上疑義のある行為等についての情報収集体制として内部通報制度を構築し、社長室を内部相談窓口、社外の弁護士を外部相談窓口として設置します。社外からの通報についても、社長室を窓口として定め、適切に対応します。

(ii) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a. 取締役の職務の執行に係る議事録、記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理します。

b. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとします。

(iii) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報その他の情報管理、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとします。

b. 「リスク・コンプライアンス委員会規程」にて日常的リスク管理体制及び緊急時のリスク対応の方針及び手順を定めます。具体的には、リスク管理に関する総括責任者を代表取締役社長とし、リスク・コンプライアンス委員会においてリスク管理の方針、発生時の対応、それらに対する役員及び従業員への周知について協議します。また取締役管理部長がリスク・コンプライアンス委員会の決定及び総括責任者の指示の下、リスク情報の収集・管理及び対応を行うこととし、全社的に対応又は共有すべきリスク情報について各部門責任者より取締役管理部長及び監査役に対し報告を行います。

各部門固有のリスクへの対応に対しては、それぞれの部門にて、研修の実施、対応フロー（マニュアル）の作成・配布及びOJT等を行うものとします。

組織横断的リスクの監視及び全社的対応は管理部が行うものとし、緊急時には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律顧問等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害拡大を防止する体制を整えます。

c. 内部監査室は、必要に応じて各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとします。また、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

(iv) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行います。各部門においては、その目標達成に向けた自部門の行動計画の具体策を立案・実行します。

b. 各部門長は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行します。

c. 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限及び責任範囲の明確化を図ることで、迅速かつ効率的に職務を執行します。

(v) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

a. 子会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行います。

b. 子会社の管理は管理部が行うものとし、必要に応じて当社の取締役もしくは使用人が子会社の取締役もしくは監査役を兼任し、又は、当社の監査役が子会社の監査役を兼任するものとします。取締役は当該子会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該子会社取締役の職務執行を監査します。

c. 当社の監査役及び内部監査室は、子会社の監査役や管理部门と連携し、子会社の業務執行状況の監査や指導を行うものとします。当社代表取締役社長は内部監査室からの報告に基づき、又は、当社及び子会社の監査役からの指示に基づき、必要に応じて子会社に対して業務執行状況についての必要な指導・改善指示を行うものとします。

(vi) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、代表取締役社長に対して、自らの監査業務を補助すべき使用人を指名するよう求めることができます。

(vii) 上記 (vi) の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

a. 監査役の職務を補助すべき使用人はその職務に関して、原則として取締役及び部門長の指揮命令を受けないものとします。

b. 当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査役と取締役との協議によって定めます。

(viii) 監査役への報告に関する体制

a. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとします。

b. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容の報告その他監査役が監査を実施するために必要な情報を収集できる体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力します。

c. 取締役及び使用人は、監査役からその職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければならないこととします。

(ix) 上記 (viii) の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

上記 (viii) の報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないよう「内部通報規程」に基づき、当該報告者を適切に保護しております。

(x) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制としております。

(xi) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査役は取締役会へ出席し、必要な場合には意見を述べるものとします。また、社長定例報告会やその他の重要な会議に出席し、法令及び定款・社内諸規則並びに企業倫理・コンプライアンスの観点から必要な意見を述べなければならないものとします。

b. 取締役及び使用人は、法令又は定款に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとします。

c. 監査役は、内部監査室及び会計監査人と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査室又は会計監査人による監査に立ち会うものとします。

d. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時法律顧問に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携をとることとします。

ロ. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するための体制については、上記「イ. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況」における「(v) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制」に記載のとおりであります。

ハ. リスク管理体制の整備の状況

当社では、「リスク・コンプライアンス委員会規程」を定め、リスクの早期発見及び損失の最小化に努めております。リスク・コンプライアンス委員会は原則として四半期に1回開催し、これまでにリスクマップの作成や、開催の都度、全社的なリスクについての議論・決定を行っています。また、日常業務におけるリスクについては、原則として週に1回開催される社長定例報告会にて各部門より報告され、対処方法について審議・決定を行っています。日常業務外のリスクについては、法的な面では弁護士、労務的な面では社労士等の外部専門家に適宜相談し、適切な助言と指導を受けております。また、リスク情報の収集のため、社内・社外それぞれの内部通報窓口を設け、不正行為等に関する情報が適時に収集できるよう、体制を構築・運用しております。

④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金や訴訟費用の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による違法行為や、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償金等が発生した場合には填補の対象としないこととしております。

⑤取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

⑥取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑦株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

イ. 中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ロ. 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

ハ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であったものを含む)及び監査役(監査役であったものを含む)の会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において免除することができる旨定款で定めております。これは、取締役、監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

⑧株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨支配株主との取引を行う際における少数株主の保護についての方策

当社の代表取締役社長北山忠雄は、支配株主に該当しております。当社では原則として、支配株主との取引を行わないこととしております。支配株主との間で取引を行う必要が生じた場合には、その取引内容の合理性及び取引条件の妥当性について一般の取引条件と同様の適切な条件であるか、取締役会において、審議・承認を受けることとしております。

⑩取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を月1回、臨時取締役会を年4回、合計16回（書面決議による取締役会の回数は除く）開催しており、各取締役の出席状況は以下のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
北山 忠雄	16	16
北山 優吾	16	16
三宅 裕介	16	16
高岡 まり子	16	16
金澤 光司	16	16
吉田 誠司	16	16

当事業年度の取締役会における具体的な検討内容として、主に決算・予算等財務関連、投資判断を含む経営戦略、組織・人事関連等の事項について決議を行いました。また、財務状況及び重要な職務の執行状況を始め、内部統制等について適切に報告を受けております。

⑪任意の指名報酬委員会の活動状況

当事業年度において、当社は任意の指名報酬委員会を2回開催しており、各委員の出席状況は以下のとおりです。

	役職名	氏名	開催回数	出席回数
委員長	代表取締役社長	北山 忠雄	2	2
委員	社外取締役	金澤 光司	2	2
委員	社外取締役	吉田 誠司	2	2

当事業年度の任意の指名報酬委員会における具体的な検討内容として、取締役会の諮問に対して、主に役員の選任に関する事項、役員の報酬に関する事項について検討し、答申を行いました。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

(a) 2026年3月26日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性7名 女性2名 （役員のうち女性の比率22.2%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	北山 忠雄	1954年9月26日生	1982年1月 1985年4月 1986年4月 1992年4月 1994年9月 1995年11月 1997年12月 2007年3月 2010年2月	きたやま工芸（自営） 株式会社デイム入社 同社取締役 株式会社嵯峨野不動産入社 株式会社エルハウジング 代表取締役社長 株式会社北山住宅販売設立 代表取締役社長（現任） 株式会社北山コーポレーション設立 取締役 株式会社智理積設立 取締役 当社設立 代表取締役社長（現任）	(注) 2	499,500
専務取締役	北山 優吾	1985年5月14日生	2008年4月 2010年2月 2011年1月 2017年7月 2017年9月	シャープ株式会社入社 当社設立発起人 取締役 株式会社北山コーポレーション 取締役 株式会社北山住宅販売 取締役（現任） 当社専務取締役（現任）	(注) 2	129,500
取締役 管理部長	三宅 裕介	1988年10月21日生	2011年4月 2014年1月 2017年1月 2017年7月 2019年1月	住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）入社 当社入社 当社管理部長 株式会社北山住宅販売 監査役 当社取締役管理部長（現任）	(注) 2	6,500
取締役 居宅介護支援 部長	高岡 まり子	1962年4月4日生	2003年1月 2013年1月 2014年10月 2015年7月	社会福祉法人能登川町社会福祉協議会（現 社会福祉法人東近江市社会福祉協議会）入職 当社入社 当社居宅介護支援部長 当社取締役居宅介護支援部長（現任）	(注) 2	6,500
取締役	金澤 光司	1975年4月23日生	2000年4月 2010年10月 2012年5月 2013年8月 2020年3月 2021年12月	株式会社リクルート入社 来世幸福セレモニー株式会社 代表取締役（現任） ワールドイズワン株式会社 代表取締役 株式会社アクセス 代表取締役（現任） 当社取締役（現任） 株式会社フロンティアテクノロジー 取締役（現任）	(注) 2	—
取締役	吉田 誠司	1965年4月9日生	1997年4月 2011年1月 2012年4月 2016年1月 2016年6月 2021年3月 2023年4月 2025年2月	中村利雄法律事務所 所属 公益財団法人オムロン地域協力基金 評議員（現任） 京都地方・簡易裁判所 調停委員（現任） 弁護士法人中村利雄法律事務所 代表社員（現任） 京都市第二行政不服審査会 会長（現任） 当社取締役（現任） 京都弁護士会 会長 京都府労働委員会 公益委員（現任）	(注) 2	—
常勤監査役	日原 直人	1959年1月18日生	1981年4月 2014年7月 2019年2月	松下電器産業株式会社（現 パナソニック ホールディングス株式会社）入社 日本アイ・ビー・エム・サービス株式会社（現 日本アイ・ビー・エム デジタルサービス株式会社）入社 当社常勤監査役（現任）	(注) 3	2,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (株)
監査役	松室 伸二	1949年5月1日生	1994年8月 2001年2月 2001年3月 2001年5月 2004年11月 2005年8月 2005年10月 2007年2月 2007年10月 2009年10月 2011年10月 2012年8月 2016年9月 2017年3月 2018年11月 2022年6月 2025年1月	カオスサポート有限会社設立 イシンホーム株式会社（現 株式会社イシン住宅研究所）入社 同社管理部長 同社取締役 シーシーエス株式会社入社 経理部長代理 同社管理本部長 同社取締役 同社取締役管理本部・内部統制担当 同社常勤監査役 同社取締役 同社取締役兼常務執行役 管理部門担当 同社取締役兼代表執行役専務 ソリッドビジョン株式会社設立 代表取締役 当社監査役（現任） 株式会社WorldLink & Company 取締役 ソリッドビジョン株式会社 取締役 ソリッドビジョン株式会社 代表取締役（現任）	(注) 3	—
監査役	武田 久美	1971年1月17日生	1994年4月 2001年10月 2017年7月 2020年3月 2020年9月	株式会社ラビース入社 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 武田公認会計士事務所設立 代表（現任） 当社監査役（現任） 株式会社北山住宅販売 監査役（現任）	(注) 3	—
計						644,000

- (注) 1. 取締役金澤光司及び吉田誠司は、社外取締役であり、監査役日原直人、松室伸二及び武田久美は、社外監査役であります。
2. 2024年3月28日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 2024年3月28日開催の定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 専務取締役北山優吾は、代表取締役社長北山忠雄の二親等内の親族（子）であります。

(b) 2026年3月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役7名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の役員の状況は、以下の通りとなる予定です。

男性7名 女性3名 （役員のうち女性の比率30.0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	北山 忠雄	1954年9月26日生	1982年1月 1985年4月 1986年4月 1992年4月 1994年9月 1995年11月 1997年12月 2007年3月 2010年2月	きたやま工芸（自営） 株式会社デイム入社 同社取締役 株式会社嵯峨野不動産入社 株式会社エルハウジング 代表取締役社長 株式会社北山住宅販売設立 代表取締役社長（現任） 株式会社北山コーポレーション設立 取締役 株式会社智理積設立 取締役 当社設立 代表取締役社長（現任）	(注) 2	499,500
専務取締役	北山 優吾	1985年5月14日生	2008年4月 2010年2月 2011年1月 2017年7月 2017年9月	シャープ株式会社入社 当社設立発起人 取締役 株式会社北山コーポレーション 取締役 株式会社北山住宅販売 取締役（現任） 当社専務取締役（現任）	(注) 2	129,500
取締役 管理部長	三宅 裕介	1988年10月21日生	2011年4月 2014年1月 2017年1月 2017年7月 2019年1月	住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）入社 当社入社 当社管理部長 株式会社北山住宅販売 監査役 当社取締役管理部長（現任）	(注) 2	6,500
取締役 居宅介護支援部長	高岡 まり子	1962年4月4日生	2003年1月 2013年1月 2014年10月 2015年7月	社会福祉法人能登川町社会福祉協議会（現 社会福祉法人東近江市社会福祉協議会）入職 当社入社 当社居宅介護支援部長 当社取締役居宅介護支援部長（現任）	(注) 2	6,500
取締役 訪問看護部長	天生目 理香	1971年3月29日生	1999年4月 2006年4月 2009年3月 2021年10月 2023年10月 2025年1月 2026年4月	済生会宇都宮病院入職 国際医療福祉大学病院 医療安全管理室 師長 国際医療福祉大学大学院 医療経営管理専攻 修士課程修了 株式会社菜畑 訪問看護ステーションTrust設立 当社入社 当社訪問看護部長 当社取締役訪問看護部長（現任）	(注) 2	400
取締役	金澤 光司	1975年4月23日生	2000年4月 2010年10月 2012年5月 2013年8月 2020年3月 2021年12月	株式会社リクルート入社 来世幸福セレモニー株式会社 代表取締役（現任） ワールドイズワン株式会社 代表取締役 株式会社アクセス 代表取締役（現任） 当社取締役（現任） 株式会社フロンティアテクノロジー 取締役（現任）	(注) 2	—
取締役	吉田 誠司	1965年4月9日生	1997年4月 2011年1月 2012年4月 2016年1月 2016年6月 2021年3月 2023年4月 2025年2月	中村利雄法律事務所 所属 公益財団法人オムロン地域協力基金 評議員（現任） 京都地方・簡易裁判所 調停委員（現任） 弁護士法人中村利雄法律事務所 代表社員（現任） 京都市第二行政不服審査会 会長（現任） 当社取締役（現任） 京都弁護士会 会長 京都府労働委員会 公益委員（現任）	(注) 2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (株)
常勤監査役	日原 直人	1959年1月18日生	1981年4月	松下電器産業株式会社（現 パナソニック ホールディングス株式会社）入社	(注) 3	2,000
			2014年7月	日本アイ・ピー・エム・サービス株式会社（現 日本アイ・ピー・エム デジタルサービス株式会社）入社		
			2019年2月	当社常勤監査役（現任）		
監査役	松室 伸二	1949年5月1日生	1994年8月	カオスサポート有限会社設立	(注) 3	—
			2001年2月	イシンホーム株式会社（現 株式会社イシン住宅研究所）入社		
			2001年3月	同社管理部長		
			2001年5月	同社取締役		
			2004年11月	シーシーエス株式会社入社 経理部長代理		
			2005年8月	同社管理本部長		
			2005年10月	同社取締役		
			2007年2月	同社取締役管理本部・内部統制担当		
			2007年10月	同社常勤監査役		
			2009年10月	同社取締役		
			2011年10月	同社取締役兼常務執行役 管理部門担当		
			2012年8月	同社取締役兼代表執行役専務		
			2016年9月	ソリッドビジョン株式会社設立 代表取締役		
			2017年3月	当社監査役（現任）		
			2018年11月	株式会社WorldLink & Company 取締役		
			2022年6月	ソリッドビジョン株式会社 取締役		
			2025年1月	ソリッドビジョン株式会社 代表取締役（現任）		
監査役	武田 久美	1971年1月17日生	1994年4月	株式会社ラビース入社	(注) 3	—
			2001年10月	朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所		
			2017年7月	武田公認会計士事務所設立 代表（現任）		
			2020年3月	当社監査役（現任）		
			2020年9月	株式会社北山住宅販売 監査役（現任）		
計						644,400

(注) 1. 取締役金澤光司及び吉田誠司は、社外取締役であり、監査役日原直人、松室伸二及び武田久美は、社外監査役であります。

2. 2026年3月27日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 2024年3月28日開催の定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 専務取締役北山優吾は、代表取締役社長北山忠雄の二親等内の親族（子）であります。

② 社外役員の状況

当社では、社外取締役2名及び社外監査役3名を選任しております。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、その選任に際しましては、経歴や当社との関係を踏まえるとともに、一般株主との利益相反が生じることのないよう株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外取締役金澤光司は、複数の会社を経営する経営者としての知識・経験を有するほか、当社経営陣から独立した立場で、助言・提言を期待できると判断したことから、社外取締役に選任しております。当人と当社との間には、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、当人は来世幸福セレモニー株式会社の代表取締役、株式会社アクセスの代表取締役、株式会社フロンティアテクノロジーの取締役を兼任しておりますが、当社と当該会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

社外取締役吉田誠司は、弁護士であり、長年に亘って職務を通じて培われた法律・コンプライアンス等に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しており、当社経営陣から独立した立場で、助言・提言を期待できると判断したことから、社外取締役に選任しております。当人と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。また、当人は弁護士法人中村利雄法律事務所の代表社員、京都地方・簡易裁判所の調停委員、公益財団法人オムロン地域協力基金の評議員、京都市第二行政不服審査会の会長、京都府労働委員会の公益委員であります。これらの法人等と当社との間には特別な関係はありません。

社外監査役日原直人は、事業会社のシステム・情報セキュリティ部門を中心として培った経験等、これまでに培われた豊富な経験から、当社の監査役に相応しいと判断し、社外監査役に選任しております。当人は当社の株式2,000株を保有しておりますが、当人と当社との間には、これ以外の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役松室伸二は、長年に亘って管理部門の責任者及び上場企業の取締役、監査役を歴任し、経理・財務及び会計・コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しているものと判断し、社外監査役に選任しております。当人と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。また、当人はソリッドビジョン株式会社の代表取締役を兼任しておりますが、当社と当該会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役武田久美は、公認会計士であり、長年に亘って監査法人で事業会社の監査業務に従事してきた見識を活かして当社の監査機能の実効性を高めることが期待できると判断したことから、社外監査役に選任しております。当人と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社では、社外取締役を2名、社外監査役を3名選任しており、業務執行の迅速な意思決定や透明性を維持する組織を構築しております。

社外取締役は、取締役会に出席して必要な情報を収集し、意見を述べるほか、常勤監査役から社外取締役へ監査状況を月1回報告することや、監査役と情報交換の場を設けることにより、監査役から内部監査・会計監査の情報も収集することで、内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携を図っております。

社外監査役は、取締役会に、社外監査役のうち常勤監査役は、リスク・コンプライアンス委員会及びその他重要会議に出席して意見を述べるほか、取締役会の意思決定について、法令・定款の遵守及び社会性等の見地から管理・監督を行うとともに、会計監査人及び内部監査室より定期的に監査の結果報告を受けており、適宜連携を図っております。

内部統制部門は、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、常勤監査役である社外監査役をオブザーバーとし、社外取締役には適宜情報共有をすることによって、社外取締役又は社外監査役による監督又は監査の強化を図っております。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

当社は監査役会を設置しており、監査役監査は監査役3名体制（社外監査役3名、うち2名は非常勤監査役）にて実施しております。なお、松室伸二及び武田久美は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会では、監査方針、監査計画などの監査にかかる基本事項を決議しております。また、常勤監査役が業務執行部門に対して実施した監査結果の共有等が行われております。具体的には、重要会議（取締役会を除く）での協議・決議内容、各拠点での監査内容及びその結果の報告と、当該監査結果に係る各監査役の所見・意見交換が行われております。

監査役会は毎月開催の定例監査役会を中心に開催されておりますが、緊急に協議すべき事項等、企業経営又はコンプライアンス等における重要事項が発生した場合には、臨時監査役会が招集され、法令上の問題の有無や経営者による対応の妥当性・適法性等を審議し、必要に応じて経営者に意見を述べることであります。

当事業年度において定例監査役会を月1回、臨時監査役会を2回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏 名	開催回数	出席回数
日原 直人	14回	14回
松室 伸二	14回	14回
武田 久美	14回	14回

監査役会における具体的な検討内容は、監査計画の策定、監査報告の作成、常勤監査役の選定及び会計監査人の選任等です。

監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針や職務の分担等に従い、監査を実施しており、監査役全員が取締役会へ出席して取締役等から職務執行の状況について報告を受けるとともに、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査するなどの活動をしております。

また、常勤監査役は、取締役会以外の重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧するなど、日常的に監査を実施しており、その内容については、監査役会等で社外監査役へ報告しております。

②内部監査の状況

当社では、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、業務効率化や不正の未然防止を目的に内部監査を実施しております。提出日現在において、3名（兼務を含む）の人員により、当社の定める「内部監査規程」及び代表取締役社長の承認を得た内部監査計画書に基づき、当社及び子会社の業務運営及び財産管理の状況を調査し、法令、定款及び社内諸規程への準拠性を確認しております。内部監査の結果は代表取締役社長に報告され、改善指示が出た内容については、被監査部門から改善報告書を受領し、次回フォローアップ監査時にはその内容について確認を行うこととしております。また、三様監査の状況として、内部監査室と常勤監査役は月に1回の監査報告会を開催し、内部監査室と会計監査人は、往査時など、適宜情報共有・連携を行っております。内部統制部門と三様監査の間では、リスク・コンプライアンス委員会の結果の共有や日常業務におけるリスク情報の共有等を通じて連携を図っております。内部監査室が取締役会及び監査役会に対して直接報告を行う仕組みはありませんが、原則として、内部監査の結果を代表取締役社長に直接報告する場に専務取締役及び管理部門担当取締役が同席しており、また、常勤監査役は定期的に社外取締役へ情報連携を行うこととしております。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

b. 継続監査期間

9年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員業務執行社員 野村 尊博

指定有限責任社員業務執行社員 静山 なつみ

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他13名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定にあたり、監査法人が当社の事業について相応の知見を有することを前提として、監査実績や監査品質、効率的な監査を実施することができる体制の整備状況等を総合的に判断し、選定することとしており、当該方針に基づき適任であると判断したため、当該監査法人を選定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人について、監査計画、監査方法、監査時間及び監査実施体制の妥当性を評価基準として、評価を行っております。当社の会計監査人であるPwC Japan有限責任監査法人につきましても、会計監査人としての独立性及び専門性を有し、当社の事業を理解していることから、監査の品質確保が可能であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	28,000	—	29,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	28,000	—	29,000	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、監査報酬については、監査業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、監査法人と協議の上、適正と判断される報酬額を監査役会の同意を得た上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査役会が会計監査人の監査計画・監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬の総額については、2020年3月30日開催の第10回定時株主総会において、取締役は年額5億円以内、うち社外取締役に對して15百万円以内（決議日時点の取締役の員数は6名、うち社外取締役1名）、監査役は年額15百万円以内、うち社外監査役に對して15百万円以内（決議日時点の監査役の員数は3名、うち社外監査役3名）とそれぞれ決議されております。

当社は、2023年2月13日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。その決定方法の内容の概要は、決議日時点においては、取締役の個人別報酬については基本報酬及び株式報酬とすることとし、業績連動報酬、その他の報酬は支払わないこととしております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の報酬等は、代表取締役社長が、基本報酬及び株式報酬それぞれについて、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度に応じて報酬案を作成したのち、任意の指名報酬委員会に諮り、任意の指名報酬委員会の意見を勘案した上で最終案を立案し、取締役会で承認し決定されております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤・非常勤の別、職務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

取締役の個人別の基本報酬の額の決定に関する取締役会は2025年3月28日に開催され、取締役の個人別の株式報酬の額の決定に関する取締役会は2025年4月14日に開催され、それぞれ各取締役の報酬額について決議されております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	94,948	93,300	—	—	1,648	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外取締役	7,200	7,200	—	—	—	2
社外監査役	9,000	9,000	—	—	—	3

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

当社は取締役の使用人兼務部分に対する報酬を支給しておらず、該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の投資株式及び純投資目的以外の目的の投資株式いずれも保有していません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
該当事項はありません。

(b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(c) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

27
84

 当事業年度の前 4 事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等が行う研修への参加や会計専門誌等の定期購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,131,494	1,186,365
売掛金及び契約資産	※ 1 410,934	※ 1 509,295
未成工事支出金	145	385
前払費用	25,272	17,699
未収入金	170,892	207,693
その他	22,848	23,327
貸倒引当金	△458	△383
流動資産合計	1,761,128	1,944,383
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,895,273	2,945,666
減価償却累計額	△362,347	△493,967
建物及び構築物（純額）	※ 2 1,532,925	※ 2 2,451,698
土地	※ 2 1,061,707	※ 2 1,064,377
建設仮勘定	325,522	123,530
その他	154,420	244,022
減価償却累計額	△94,969	△127,913
その他（純額）	59,450	116,109
有形固定資産合計	2,979,605	3,755,715
無形固定資産		
ソフトウェア	57,737	49,670
その他	2,969	24,147
無形固定資産合計	60,706	73,818
投資その他の資産		
繰延税金資産	7,001	12,491
その他	15,375	21,731
貸倒引当金	△286	△1,067
投資その他の資産合計	22,090	33,155
固定資産合計	3,062,402	3,862,689
資産合計	4,823,530	5,807,073

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	25,120	36,409
買掛金	23,242	28,190
短期借入金	※ 2, ※ 3 1,113,270	※ 2, ※ 3 451,000
1年内返済予定の長期借入金	※ 2 97,954	※ 2 170,469
未払法人税等	25,932	53,842
賞与引当金	16,392	24,718
未払費用	273,372	338,535
契約負債	149,497	190,461
その他	135,782	97,987
流動負債合計	1,860,565	1,391,613
固定負債		
長期借入金	※ 2 1,596,134	※ 2 2,956,980
資産除去債務	15,050	15,143
繰延税金負債	23,183	28,522
固定負債合計	1,634,368	3,000,646
負債合計	3,494,933	4,392,259
純資産の部		
株主資本		
資本金	378,178	378,178
資本剰余金	279,978	279,978
利益剰余金	691,859	771,434
自己株式	△21,418	△14,777
株主資本合計	1,328,597	1,414,813
純資産合計	1,328,597	1,414,813
負債純資産合計	4,823,530	5,807,073

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	※1 4,707,895	※1 4,886,212
売上原価	4,048,863	4,251,324
売上総利益	659,031	634,888
販売費及び一般管理費	※2 508,619	※2 594,206
営業利益	150,412	40,682
営業外収益		
受取利息	128	1,544
受取配当金	4	2
補助金収入	※3 44,973	※3 124,765
助成金収入	6,171	6,984
その他	19,828	21,252
営業外収益合計	71,106	154,549
営業外費用		
支払利息	29,940	47,659
減価償却費	—	※4 8,616
その他	278	318
営業外費用合計	30,219	56,595
経常利益	191,299	138,635
税金等調整前当期純利益	191,299	138,635
法人税、住民税及び事業税	40,074	56,815
法人税等調整額	25,864	△150
法人税等合計	65,938	56,665
当期純利益	125,360	81,970
親会社株主に帰属する当期純利益	125,360	81,970

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益	125,360	81,970
包括利益	125,360	81,970
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	125,360	81,970

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	378,178	279,978	561,375	△27,823	1,191,708	1,191,708
会計方針の変更による累積的影響額			6,008		6,008	6,008
会計方針の変更を反映した当期首残高	378,178	279,978	567,384	△27,823	1,197,717	1,197,717
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益			125,360		125,360	125,360
自己株式の処分		△885		6,404	5,518	5,518
自己株式処分差損の振替		885	△885		—	—
当期変動額合計	—	—	124,475	6,404	130,879	130,879
当期末残高	378,178	279,978	691,859	△21,418	1,328,597	1,328,597

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	378,178	279,978	691,859	△21,418	1,328,597	1,328,597
会計方針の変更による累積的影響額					—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	378,178	279,978	691,859	△21,418	1,328,597	1,328,597
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益			81,970		81,970	81,970
自己株式の処分		△2,396		6,641	4,244	4,244
自己株式処分差損の振替		2,396	△2,396		—	—
当期変動額合計	—	—	79,574	6,641	86,215	86,215
当期末残高	378,178	279,978	771,434	△14,777	1,414,813	1,414,813

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	191,299	138,635
減価償却費	123,378	173,025
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△31,705	8,325
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△157	705
受取利息及び受取配当金	△132	△1,546
支払利息	29,940	47,659
助成金収入	△6,171	△6,984
補助金収入	△44,973	△124,765
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	△12,592	△98,360
棚卸資産の増減額 (△は増加)	613	△239
仕入債務の増減額 (△は減少)	△4,774	16,235
契約負債の増減額 (△は減少)	3,391	40,963
その他	85,786	36,954
小計	333,903	230,608
利息及び配当金の受取額	132	1,546
利息の支払額	△29,978	△47,236
助成金の受取額	6,171	6,984
補助金の受取額	47,341	124,765
法人税等の支払額	△53,062	△34,604
法人税等の還付額	—	5,163
営業活動によるキャッシュ・フロー	304,508	287,228
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,200	△4,215
有形固定資産の取得による支出	△1,085,237	△978,479
無形固定資産の取得による支出	△16,670	△19,570
その他	△115	△5,397
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,103,224	△1,007,663
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	42,000	△662,270
長期借入れによる収入	600,000	1,543,000
長期借入金の返済による支出	△96,356	△109,638
財務活動によるキャッシュ・フロー	545,643	771,091
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△253,072	50,655
現金及び現金同等物の期首残高	1,371,361	1,118,288
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,118,288	※ 1,168,944

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称
株式会社北山住宅販売

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。

ロ 棚卸資産

未成工事支出金
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物の減価償却方法については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	4～50年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～15年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員（年俸制移行者は除く）の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ 介護事業

介護事業においては、介護・看護サービスの提供及びサービス付き高齢者向け住宅の運営等高齢者向けサービスの提供を行っております。サービス提供時点で履行義務が充足され、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ロ 不動産事業

不動産事業においては、主にサービス付き高齢者向け住宅の設計・建築及び不動産の販売を行っております。

当該請負工事契約については、当社グループの義務の履行により資産が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるため、工事の進捗度に応じて収益を計上しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、工事原価総額に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

また、請負工事契約について、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

設計契約については、建築物に係る設計及び建築確認済証の取得を行う義務を負っております。当該履行義務は、設計業務が完了し、所轄の地方自治体又は指定確認検査機関より建築確認済証を取得する一時点で充足されるものであり、当該建築確認済証を取得した時点において収益を計上しております。

不動産の販売については、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引渡を行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び容易に換金可能で、かつ価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税等については、原則当連結会計年度の期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等のうち、当社グループ建築物等に係るものは個々の取得原価に算入し、固定資産の耐用年数にわたって償却を行っております。また、それ以外のものは投資その他の資産の「その他」に計上し定額法（５年）により償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

有形固定資産の減損

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	2,979,605千円	3,755,715千円
減損損失	—	—

(注) 連結財務諸表「注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおり、前連結会計年度の数値については、会計方針の変更に伴い遡及修正が行われたため、遡及修正後の数値を記載しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 金額の算出方法

当社グループは、主として拠点を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングを行っております。各拠点の営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっているか、または、継続してマイナスとなる見込みの拠点について、減損の兆候を識別しております。

当社グループの固定資産の減損損失の認識の判定に当たっては、減損の兆候が識別された各拠点の将来キャッシュ・フローを見積もっております。割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要とされた場合において、回収可能価額が帳簿価額を下回るときは、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、当連結会計年度において、有形固定資産に係る減損損失の計上はありませんでした。

(2) 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

当社グループは、割引前将来キャッシュ・フローの総額について、取締役会で承認された事業計画に基づいて算定しており、当該事業計画には、過去実績をもとに算出した拠点の稼働率及び利用平均単価を考慮した将来の売上高を主要な仮定として考慮しております。

(3) 重要な会計上の見積りが翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際のキャッシュ・フローが生じる時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、有形固定資産について減損損失を認識する可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(固定資産に係る控除対象外消費税等の会計処理の変更)

当社グループにおける固定資産に係る控除対象外消費税等の会計処理については、従来、長期前払費用に計上し、5年間で均等償却を行ってまいりましたが、当連結会計年度より当社グループ建築物等に係る控除対象外消費税等については、個々の固定資産の取得原価に算入する方法に変更いたしました。この変更は、当社グループ建築物について、オーナーチェンジによる販売から、当社グループ保有へ方針を変更としたことに伴い、固定資産の利用実態をより適切に連結財務諸表に反映させるために行うものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については、遡及適用後の連結財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の連結貸借対照表は、流動資産が21,516千円減少、有形固定資産が101,554千円増加、投資その他の資産が56,265千円減少、固定負債が6,173千円増加しております。前連結会計年度の連結損益計算書は、売上原価が5,642千円増加、販売費及び一般管理費が23,197千円減少したことにより、営業利益は17,555千円増加、経常利益は17,555千円増加、税金等調整前当期純利益は17,555千円増加、親会社株主に帰属する当期純利益は11,590千円増加しております。

また、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の遡及適用後の前期首残高は、6,008千円増加しております。

なお、前連結会計年度の1株当たり純資産は11円62銭、1株当たり当期純利益は7円66銭増加しております。セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

(未適用の会計基準等)

リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）3.（1）契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
建物及び構築物	952,475千円	1,641,805千円
土地	810,219	1,057,256
計	1,762,694	2,699,062

(注) 連結財務諸表「注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおり、前連結会計年度の数値については、会計方針の変更に伴い遡及修正が行われたため、遡及修正後の数値を記載しております。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
短期借入金	633,270千円	221,000千円
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）	1,603,251	3,056,604
計	2,236,521	3,277,604

※3 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
当座貸越限度額	2,043,000千円	1,320,000千円
借入実行残高	1,113,270	451,000
差引額	929,730	869,000

4 保証債務

当社は、介護福祉士の修学のために社会福祉協議会の奨学金制度を利用する留学生について、その債務を連帯保証しております。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
保証債務残高	1,600千円	3,280千円

(連結損益計算書関係)

※ 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	117,810千円	124,260千円
給与手当	119,018	136,337
賞与引当金繰入額	9,919	11,289
支払手数料	66,226	78,683
租税公課	82,861	107,948

(注) 連結財務諸表「注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおり、前連結会計年度の数値については、会計方針の変更に伴い遡及修正が行われたため、遡及修正後の数値を記載しております。

※ 3 補助金収入

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

補助金収入は、「介護職員処遇改善支援補助金」及び「スマートウェルネス住宅等推進事業費補助金（サービス付き高齢者向け住宅整備事業）」等によるものであります。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

補助金収入は、「介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金」及び「スマートウェルネス住宅等推進事業費補助金（サービス付き高齢者向け住宅整備事業）」等によるものであります。

※ 4 減価償却費

当連結会計年度の営業外費用に計上した減価償却費の内容は、当社グループの拠点が本稼働する前の費用であります。

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,533,100	—	—	1,533,100
合計	1,533,100	—	—	1,533,100
自己株式				
普通株式（注）	23,456	—	5,400	18,056
合計	23,456	—	5,400	18,056

(注) 普通株式の自己株式の減少5,400株は、2024年4月12日取締役会決議に基づく自己株式の処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,533,100	—	—	1,533,100
合計	1,533,100	—	—	1,533,100
自己株式				
普通株式（注）	18,056	—	5,600	12,456
合計	18,056	—	5,600	12,456

（注）普通株式の自己株式の減少5,600株は、2025年4月14日取締役会決議に基づく自己株式の処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）	当連結会計年度 （自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
現金及び預金勘定	1,131,494千円	1,186,365千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△13,205	△17,420
現金及び現金同等物	1,118,288	1,168,944

（リース取引関係）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、1年内の回収予定であり、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金、買掛金及び未払法人税等は、1年内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）は、営業及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は金利の流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社グループは、営業債権について、経理規程に基づき、各担当部が顧客及び取引先との信用状況を定期的に把握し、期日及び残高を厳正に管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことにより、リスク軽減を図っております。

②市場リスクの管理

当社グループは、借入金利の変動リスクについて、定期的に市場金利の状況、金融情勢及び借入金残高を勘案することにより管理しております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、経理規程及び予算管理規程に基づき、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
長期借入金（1年内返済予定の長期 借入金含む）	1,694,088	1,676,021	△18,066
負債計	1,694,088	1,676,021	△18,066

（※1）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）「売掛金及び契約資産」「未収入金」「工事未払金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当連結会計年度（2025年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
長期借入金（1年内返済予定の長期 借入金含む）	3,127,449	3,091,518	△35,931
負債計	3,127,449	3,091,518	△35,931

（※1）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）「売掛金及び契約資産」「未収入金」「工事未払金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注）1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金及び預金	1,131,494	—	—	—
(2) 売掛金及び契約資産	410,934	—	—	—
(3) 未収入金	170,892	—	—	—
合計	1,713,321	—	—	—

当連結会計年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金及び預金	1,186,365	—	—	—
(2) 売掛金及び契約資産	509,295	—	—	—
(3) 未収入金	207,693	—	—	—
合計	1,903,354	—	—	—

(注) 2. 借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,113,270	—	—	—	—	—
長期借入金	97,954	98,381	98,815	99,255	90,579	1,209,102
合計	1,211,224	98,381	98,815	99,255	90,579	1,209,102

当連結会計年度 (2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	451,000	—	—	—	—	—
長期借入金	170,469	172,858	173,328	164,682	154,298	2,291,812
合計	621,469	172,858	173,328	164,682	154,298	2,291,812

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度 (2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2025年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金（1 年内返済予定の長期借入金含む）	—	1,676,021	—	1,676,021
負債計	—	1,676,021	—	1,676,021

当連結会計年度（2025年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金（1 年内返済予定の長期借入金含む）	—	3,091,518	—	3,091,518
負債計	—	3,091,518	—	3,091,518

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1 年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似しているものと考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル 2 の時価に分類しております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算出しており、レベル 2 の時価に分類しております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	4,046千円	6,244千円
減価償却超過額	7,150	6,455
賞与引当金	5,005	7,547
固定資産に係る未実現利益	3,356	3,142
資産除去債務	4,963	5,125
株式報酬費用	3,863	5,334
その他	439	632
繰延税金資産小計	28,825	34,482
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△400	△632
評価性引当額小計	△400	△632
繰延税金資産合計	28,425	33,849
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△32,144	△31,254
資産除去債務に対応する資産	△3,223	△3,079
会計方針の変更による累積的影響額	△8,758	△15,546
その他	△480	—
繰延税金負債合計	△44,607	△49,880
繰延税金資産（負債）の純額	△16,181	△16,030

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
住民税均等割	3.5	5.0
税額控除	△3.1	—
留保金課税	3.0	4.4
連結子会社との税率差異	0.7	0.3
その他	△0.1	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.5	40.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、当社グループは「防衛特別法人税」を考慮した法定実効税率を用いて繰延税金資産、繰延税金負債及び評価性引当額を計上しております。

この税率変更に伴う影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度末の資産除去債務の残高が、当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であり、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	介護事業	不動産事業	
一時点で認識する収益	4,159,431	7,763	4,167,194
一定期間にわたって認識する収益	—	540,700	540,700
顧客との契約から生じる収益	4,159,431	548,464	4,707,895
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	4,159,431	548,464	4,707,895

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	介護事業	不動産事業	
一時点で認識する収益	4,823,218	8,208	4,831,426
一定期間にわたって認識する収益	—	54,785	54,785
顧客との契約から生じる収益	4,823,218	62,993	4,886,212
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	4,823,218	62,993	4,886,212

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	398,342	410,934
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	410,934	509,295
契約資産（期首残高）	—	—
契約資産（期末残高）	—	—
契約負債（期首残高）	146,105	149,497
契約負債（期末残高）	149,497	190,461

契約資産は、顧客との工事請負契約について期末日時点で完了しているが未請求の工事の完成・引渡に係る対価に対する連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事に関する対価は、工事契約の支払条項に従い請求・受領しております。

契約負債は、主に役務の提供を行ったときに収益を認識する顧客との契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受額に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、149,497千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業所及び連結子会社を拠点として事業活動を行っており、事業の内容、役務の提供方法並びに類似性に基づき事業を集約し、「介護事業」「不動産事業」の2つを報告セグメントとしております。

各事業の主要な業務は以下のとおりです。

介護事業：介護サービス業務

不動産事業：建築請負業務及び不動産の賃貸業務

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益の数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額 (注2)
	介護事業	不動産事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,159,431	548,464	4,707,895	—	4,707,895
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	117,226	117,226	△117,226	—
計	4,159,431	665,690	4,825,121	△117,226	4,707,895
セグメント利益	136,760	39,419	176,179	△25,766	150,412
セグメント資産	2,213,927	3,249,514	5,463,442	△639,911	4,823,530
その他の項目					
減価償却費	30,375	89,722	120,097	3,281	123,378
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	17,600	1,171,707	1,189,307	4,479	1,193,787

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△25,766千円には、セグメント間取引消去等5,929千円および各セグメントに配分していない全社費用△31,696千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額△639,911千円には、セグメント間取引消去等△671,617千円および各セグメントに配分していない全社資産31,706千円が含まれております。全社資産は、報告セグメントに帰属しない本社建物等であります。
- (3) 減価償却費の調整額3,281千円は、全社資産の減価償却費等であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額4,479千円は、各セグメントに配分していない全社資産であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益との調整を行っております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額 (注2)
	介護事業	不動産事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,823,218	62,993	4,886,212	—	4,886,212
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	164,347	164,347	△164,347	—
計	4,823,218	227,340	5,050,559	△164,347	4,886,212
セグメント利益又は損失（△）	107,625	△37,747	69,878	△29,196	40,682
セグメント資産	2,178,291	3,813,938	5,992,229	△185,156	5,807,073
その他の項目					
減価償却費	34,884	126,220	161,104	11,920	173,025
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	51,224	901,110	952,335	—	952,335

（注） 1. 調整額は以下のとおりであります。

（1）セグメント利益又は損失の調整額△29,196千円には、セグメント間取引消去等5,981千円および各セグメントに配分していない全社費用△35,177千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（2）セグメント資産の調整額△185,156千円には、セグメント間取引消去等△212,904千円および各セグメントに配分していない全社資産27,747千円が含まれております。全社資産は、報告セグメントに帰属しない本社建物等であります。

（3）減価償却費の調整額11,920千円は、全社資産の減価償却費等であります。

2. セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の営業利益との調整を行っております。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

（固定資産に係る控除対象外消費税等の会計処理の変更）

連結財務諸表「注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおり、当連結会計年度より、固定資産に係る控除対象外消費税等の会計処理の変更をしております。

当該変更を遡及適用したことにより、従来の方法に比べて、前連結会計年度の「介護事業」のセグメント利益が2,337千円増加、セグメント資産が5,881千円増加、減価償却費が863千円増加、「不動産事業」のセグメント利益が15,218千円増加、セグメント資産が17,890千円増加、減価償却費が4,779千円増加、有形固定資産及び無形固定資産が7,594千円増加しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
滋賀県国民健康保険団体連合会	608,130	介護事業

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
滋賀県国民健康保険団体連合会	650,021	介護事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引
該当事項はありません。
2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	876円94銭	930円40銭
1株当たり当期純利益	82円86銭	53円98銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 連結財務諸表「注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおり、当連結会計年度における会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については、遡及適用後の連結財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の1株当たり純資産額は11円62銭、1株当たり当期純利益は7円66銭増加しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	125,360	81,970
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	125,360	81,970
普通株式の期中平均株式数(株)	1,512,967	1,518,490

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,328,597	1,414,813
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,328,597	1,414,813
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,515,044	1,520,644

(重要な後発事象)

(固定資産の取得)

当社は、2026年1月16日開催の取締役会において、連結子会社の株式会社北山住宅販売にて下記のとおり固定資産を取得することを決議し、契約を締結しました。

1. 取得の理由

連結子会社である株式会社北山住宅販売において、サービス付き高齢者向け住宅を新規開設するにあたって、当該施設を新たに建設するものであります。

2. 取得資産の内容

- (1) 取得資産 : 土地及び建物
- (2) 所在地 : 愛知県一宮市
- (3) 取得資産の概要 : サービス付き高齢者向け住宅(土地・建物)全50室(予定)
- (4) 取得価額 : 約422百万円(予定)
- (5) 資金計画 : 自己資金及び金融機関からの借入等

3. 取得の日程

取締役会決議日 2026年1月16日

契約締結日 2026年1月30日

物件引渡期日 2026年5月30日(予定)

※物件取得後、建設工事を予定しております。

4. 当該事象の損益への影響

本件による2026年12月期の業績に与える影響は軽微であります。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,113,270	451,000	1.61	—
1年以内に返済予定の長期借入金	97,954	170,469	1.64	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,596,134	2,956,980	1.66	2027年1月～ 2051年5月
合計	2,807,358	3,578,449	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	172,858	173,328	164,682	154,298

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高（千円）	2,262,346	4,886,212
税金等調整前中間（当期）純利益（△は損失）（千円）	△10,899	138,635
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益（△は損失）（千円）	△11,511	81,970
1株当たり中間（当期）純利益（△は損失）（円）	△7.59	53.98

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	724,867	980,078
売掛金	410,934	509,295
前払費用	24,051	16,901
関係会社短期貸付金	660,000	200,000
未収入金	170,302	207,891
その他	6,426	19,101
貸倒引当金	△458	△383
流動資産合計	1,996,123	1,932,884
固定資産		
有形固定資産		
建物	186,194	187,204
減価償却累計額	△32,545	△42,444
建物（純額）	※ 1 153,648	※ 1 144,759
構築物	5,763	5,907
減価償却累計額	△1,794	△2,365
構築物（純額）	3,969	3,541
車両運搬具	24,280	33,236
減価償却累計額	△16,575	△22,366
車両運搬具（純額）	7,704	10,869
工具、器具及び備品	76,693	117,536
減価償却累計額	△49,204	△64,483
工具、器具及び備品（純額）	27,489	53,053
有形固定資産合計	192,812	212,224
無形固定資産		
ソフトウェア	8,649	5,491
その他	374	342
無形固定資産合計	9,023	5,833
投資その他の資産		
関係会社株式	24,700	24,700
長期前払費用	1,097	1,498
繰延税金資産	7,001	12,491
その他	8,282	14,521
貸倒引当金	△286	△1,067
投資その他の資産合計	40,795	52,143
固定資産合計	242,631	270,201
資産合計	2,238,754	2,203,086

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	23,242	28,190
短期借入金	※ 2 480,000	※ 2 230,000
1年内返済予定の長期借入金	※ 1 8,496	※ 1 8,496
未払費用	268,983	333,777
未払法人税等	25,870	53,665
契約負債	149,497	179,882
預り金	43,924	51,187
賞与引当金	16,392	24,718
その他	19,522	20,999
流動負債合計	1,035,930	930,916
固定負債		
長期借入金	※ 1 134,600	※ 1 126,104
資産除去債務	5,780	5,809
固定負債合計	140,380	131,913
負債合計	1,176,311	1,062,830
純資産の部		
株主資本		
資本金	378,178	378,178
資本剰余金		
資本準備金	279,978	279,978
資本剰余金合計	279,978	279,978
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	8,455	7,903
繰越利益剰余金	417,250	488,973
利益剰余金合計	425,706	496,876
自己株式	△21,418	△14,777
株主資本合計	1,062,443	1,140,255
純資産合計	1,062,443	1,140,255
負債純資産合計	2,238,754	2,203,086

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	4,159,431	4,823,218
売上原価	3,592,866	4,214,740
売上総利益	566,565	608,478
販売費及び一般管理費	※ 2 456,783	※ 2 531,264
営業利益	109,782	77,213
営業外収益		
受取利息	101	1,266
業務委託収入	※ 1 7,364	※ 1 8,376
助成金収入	6,171	6,984
補助金収入	11,318	22,496
その他	11,590	14,705
営業外収益合計	36,546	53,831
営業外費用		
支払利息	6,508	6,504
その他	278	318
営業外費用合計	6,787	6,822
経常利益	139,541	124,222
税引前当期純利益	139,541	124,222
法人税、住民税及び事業税	39,164	56,144
法人税等調整額	8,884	△5,489
法人税等合計	48,048	50,655
当期純利益	91,492	73,567

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※	2,318,010	64.5	2,752,923	65.3
II 諸経費		671,316	18.7	814,337	19.3
III 地代家賃		603,539	16.8	647,479	15.4
当期売上原価		3,592,866	100.0	4,214,740	100.0

(注) 財務諸表「注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおり、前事業年度の数値については、会計方針の変更に伴い
遡及修正が行われたため、遡及修正後の数値を記載しております。

※ 主な内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
給食費 (千円)	243,418	280,252
水道光熱費 (千円)	161,885	186,060
支払手数料 (千円)	57,437	88,793
消耗品費 (千円)	56,114	78,791

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	378,178	279,978	—	279,978	8,910	321,930	330,841
会計方針の変更による累積的影響額						4,258	4,258
会計方針の変更を反映した当期首残高	378,178	279,978	—	279,978	8,910	326,188	335,099
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩					△455	455	—
当期純利益						91,492	91,492
自己株式の処分			△885	△885			
自己株式処分差損の振替			885	885		△885	△885
当期変動額合計	—	—	—	—	△455	91,062	90,606
当期末残高	378,178	279,978	—	279,978	8,455	417,250	425,706

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△27,823	961,174	961,174
会計方針の変更による累積的影響額		4,258	4,258
会計方針の変更を反映した当期首残高	△27,823	965,432	965,432
当期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩		—	—
当期純利益		91,492	91,492
自己株式の処分	6,404	5,518	5,518
自己株式処分差損の振替		—	—
当期変動額合計	6,404	97,011	97,011
当期末残高	△21,418	1,062,443	1,062,443

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	378,178	279,978	—	279,978	8,455	417,250	425,706
会計方針の変更による累積的影響額							
会計方針の変更を反映した当期首残高	378,178	279,978	—	279,978	8,455	417,250	425,706
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩					△455	455	—
税率変更による積立金の調整額					△97	97	—
当期純利益						73,567	73,567
自己株式の処分			△2,396	△2,396			
自己株式処分差損の振替			2,396	2,396		△2,396	△2,396
当期変動額合計	—	—	—	—	△552	71,722	71,170
当期末残高	378,178	279,978	—	279,978	7,903	488,973	496,876

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△21,418	1,062,443	1,062,443
会計方針の変更による累積的影響額		—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	△21,418	1,062,443	1,062,443
当期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩		—	—
税率変更による積立金の調整額		—	—
当期純利益		73,567	73,567
自己株式の処分	6,641	4,244	4,244
自己株式処分差損の振替		—	—
当期変動額合計	6,641	77,812	77,812
当期末残高	△14,777	1,140,255	1,140,255

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物の減価償却方法については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～22年

構築物 10年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員（年俸制移行者は除く）の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

介護・看護サービスの提供及びサービス付き高齢者向け住宅の運営等高齢者向けサービスの提供を行っております。サービス提供時点で履行義務が充足され、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税等については、原則当事業年度の期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等のうち、当社グループ建築物に係るものは個々の取得原価に算入し、固定資産の耐用年数にわたって償却を行っております。また、それ以外のものは投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し定額法（5年）により償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)
該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(固定資産に係る控除対象外消費税等の会計処理の変更)

当社グループにおける固定資産に係る控除対象外消費税等の会計処理については、従来、長期前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っていましたが、当事業年度より当社グループ建築物等に係る控除対象外消費税等については、個々の固定資産の取得原価に算入する方法に変更いたしました。この変更は、当社グループ建築物について、オーナーチェンジによる販売から、当社グループ保有へ方針を変更としたことに伴い、固定資産の利用実態をより適切に財務諸表に反映させるために行うものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については、遡及適用後の財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の貸借対照表は、有形固定資産が13,267千円増加、投資その他の資産が7,385千円減少しております。前事業年度の損益計算書は、売上原価が863千円増加、販売費及び一般管理費が3,200千円減少したことにより、営業利益は2,337千円増加、経常利益は2,337千円増加、税引前当期純利益は2,337千円増加、当期純利益は1,623千円増加しております。

また、前事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の遡及適用後の前期首残高は、4,258千円増加しております。

なお、前事業年度の1株当たり純資産は3円88銭、1株当たり当期純利益は1円07銭増加しております。

(会計上の見積りの変更)
該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※ 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
建物	105,127千円	99,466千円

(注) 財務諸表「注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおり、前事業年度の数値については、会計方針の変更に伴い遡及修正が行われたため、遡及修正後の数値を記載しております。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	143,096千円	134,600千円

※ 2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
当座貸越限度額	680,000千円	680,000千円
借入実行残高	480,000	230,000
差引額	200,000	450,000

3 保証債務

(1) 当社は、介護福祉士の修学のために社会福祉協議会の奨学金制度を利用する留学生について、その債務を連帯保証しております。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
保証債務残高	1,600千円	3,280千円

(2) 子会社の金融機関からの借入に対し、連帯保証しております。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
保証債務残高	157,220千円	550,000千円
極度額	550,000	—

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業取引以外の取引による取引高	3,390千円	3,360千円

※ 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度1.6%、当事業年度1.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度98.4%、当事業年度98.3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	103,050千円	109,500千円
給与手当	108,082	123,817
賞与引当金繰入額	7,240	7,933
支払手数料	63,540	76,596
租税公課	75,921	97,527
減価償却費	3,381	3,404

(注) 財務諸表「注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおり、前事業年度の数値については、会計方針の変更に伴い遡及修正が行われたため、遡及修正後の数値を記載しております。

(有価証券関係)

前事業年度(2024年12月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は24,700千円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

当事業年度(2025年12月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は24,700千円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	4,046千円	6,242千円
減価償却超過額	68	—
賞与引当金	5,005	7,547
資産除去債務	1,764	1,825
株式報酬費用	3,863	5,334
その他	266	456
繰延税金資産小計	15,015	21,406
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△227	△456
評価性引当額小計	△227	△456
繰延税金資産合計	14,787	20,950
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△3,716	△3,613
資産除去債務に対応する資産	△1,483	△1,442
会計方針の変更による累積的影響額	△2,585	△3,402
繰延税金負債合計	△7,786	△8,458
繰延税金資産（負債）の純額	7,001	12,491

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.5%	30.5%
住民税均等割	4.2	5.2
留保金課税	3.9	4.9
税額控除	△4.0	—
その他	△0.1	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.5	40.8

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、当社は「防衛特別法人税」を考慮した法定実効税率を用いて繰延税金資産及び評価性引当額を計上しております。

この税率変更に伴う影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、財務諸表「注記事項(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	153,648	1,009	—	9,899	144,759	42,444
	構築物	3,969	267	112	583	3,541	2,365
	車両運搬具	7,704	8,956	—	5,791	10,869	22,366
	工具、器具及び備品	27,489	40,990	4	15,421	53,053	64,483
	計	192,812	51,224	117	31,694	212,224	131,660
無形固定資産	ソフトウェア	8,649	—	—	3,158	5,491	—
	その他	374	—	—	31	342	—
	計	9,023	—	—	3,189	5,833	—
投資その他の資産	長期前払費用	1,097	862	13	449	1,498	—

(注) 1. 建物、構築物及び長期前払費用の期首帳簿価額は会計方針の変更による遡及修正後の金額となっております。

2. 当期増加額の主なものは以下のとおりであります。

建物	V2H設置工事 1件	1,009千円
車両運搬具	社用車 4台	8,956千円
工具、器具及び備品	特殊浴槽 3台	15,190千円
	Wi-Fi設備 30台	12,684千円
	リフト付きシャワー 5台	4,754千円
	乾燥機 15台	2,842千円
	テレビ 16台	1,985千円
	電話設備 1台	1,325千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	745	1,284	579	1,451
賞与引当金	16,392	24,718	16,392	24,718

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年 1 月 1 日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年 6 月30日、毎年12月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目 5 番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 https://www.t-s-i.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第15期）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）2025年3月31日近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年3月31日近畿財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

（第16期中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）2025年8月14日近畿財務局長に提出。

(4) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

2025年4月8日近畿財務局長に提出。

事業年度(第15期)(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書及び確認書
であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月25日

株 式 会 社 T. S. I
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野村 尊博
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 静山 なつみ
業務執行社員

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社T. S. Iの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社T. S. I及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、前連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査上の主要な検討事項として、以下の事項を記載した。

- ・有形固定資産の減損損失の認識の判定
- ・介護事業における収益認識の実在性

当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査役及び監査役会とコミュニケーションを行った事項の中から、特別な検討を必要とするリスク又は重要な虚偽表示リスクが高いと評価した領域の変化、会社が重要な判断を行った連結財務諸表の領域に関連する当監査法人の重要な判断、当連結会計年度において発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響等、また監査における相対的な重要性や会社に特有の事項を考慮して、監査上の主要な検討事項とする事項について検討した。

その結果、当連結会計年度の連結財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項は、前連結会計年度の監査上の主要な検討事項から変更せず、以下の事項とした。

- ・有形固定資産の減損損失の認識の判定
- ・介護事業における収益認識の実在性

有形固定資産の減損損失の認識の判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社グループは、2025年12月31日現在、連結貸借対照表において、有形固定資産3,755,715千円を計上している。 会社グループは、サービス付き高齢者向け住宅の運営を中心とした介護事業を主力ビジネスとしているため、【注記事項】（重要な会計上の見積り）有形固定資産の減損に記載のとおり、主として拠点を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングを行っている。 会社グループは、各拠点の営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっているか、または、継続してマイナスとなる見込みの拠点について、減損の兆候を識別しているが、割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回るかどうかなを検討した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額は帳簿価額を上回っていたことから、当連結会計年度において、会社が認識した減損損失はなかった。 会社グループは、割引前将来キャッシュ・フローの総額について、取締役会で承認された事業計画に基づいて算定しており、当該事業計画には、過去実績をもとに算出した拠点の稼働率及び利用平均単価を考慮した将来の売上高を主要な仮定として考慮している。 このように事業計画における主要な仮定は、見積りの不確実性の程度が高く、経営者の主観的な判断を伴う。 以上より、当監査法人は有形固定資産の減損損失の認識の判定を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、会社グループの有形固定資産の減損損失の認識の判定を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ・固定資産の減損の兆候・減損損失の認識の判定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・減損の兆候が識別された拠点の固定資産の帳簿価額と固定資産台帳とを突合し、その網羅性及び正確性を検討した。 ・減損の兆候が識別された拠点の実施予定の営業戦略について、適切な経営者に質問して、理解した。 ・減損の兆候が識別された拠点の割引前将来キャッシュ・フローの見積りについて、取締役会で承認された事業計画との整合性を検討した。 ・減損の兆候が識別された拠点の将来の売上高計画について、その算定に考慮した稼働率及び利用平均単価を、過去の拠点の稼働実績及び利用単価実績と比較して、その実現可能性を検討した。
介護事業における収益認識の実在性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、介護・看護サービスの提供及びサービス付き高齢者向け住宅の運営等高齢者向けサービスの提供を行っている。 【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4.会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準に記載の通り、介護事業における収益は、サービス提供時点で履行義務が充足され、当該履行義務を充足した時点で認識される。 【注記事項】（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報に記載されている通り、介護事業における売上高は4,823,218千円であり、連結財務諸表の売上高4,886,212千円の98.7%であり、金額的に重要である。 第2【事業の状況】4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容の⑤経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析に記載の通り、稼働率を重要な経営指標としていることから、収益認識の実在性について、より慎重な監査上の検討を行う必要がある。 以上より、当監査法人は、介護事業における収益認識の実在性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、介護事業における収益認識の実在性に関し、主に以下の監査手続を実施した。 ・入居者の固有情報、契約条件のチェック等を含む、入居者の登録誤りによる入居者収益を計上することを防止し発見するために会社が構築した内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・入居者の実在性を評価するため、入居者の登録情報と契約時の本人確認書類等の関連証憑を照合した。 ・入居者に対する収益認識の実在性を評価するため、高齢者向けサービスの役務提供記録等の関連証憑を照合した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社T. S. Iの2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社T. S. Iが2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月25日

株式会社 T. S. I
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野村 尊博
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 静山 なつみ
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社T. S. Iの2025年1月1日から2025年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社T. S. Iの2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、前事業年度の財務諸表の監査において、監査上の主要な検討事項として、以下の事項を記載した。

・介護事業における収益認識の実在性

当事業年度の財務諸表の監査において、監査役及び監査役会とコミュニケーションを行った事項の中から、特別な検討を必要とするリスク又は重要な虚偽表示リスクが高いと評価した領域の変化、会社が重要な判断を行った財務諸表の領域に関連する当監査法人の重要な判断、当事業年度において発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響等、また監査における相対的な重要性や会社に特有の事項を考慮して、監査上の主要な検討事項とする事項について検討した。

その結果、当事業年度の財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項は、前事業年度の監査上の主要な検討事項から変更せず、以下の事項とした。

- ・介護事業における収益認識の実在性

介護事業における収益認識の実在性
監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（介護事業における収益認識の実在性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。